

CLAIR REPORT No.484

韓国における均衡発展政策の効果分析と地方自治体の対応

Clair Report No.484 (August 29, 2019)

(一財)自治体国際化協会 ソウル事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係る様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご意見等を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: kikaku@clair.or.jp

はじめに

少子高齢化に伴う人口減少と首都圏への一極集中、地域間格差の拡大は日韓共通の課題である。特に韓国では首都圏（ソウル特別市、仁川広域市、京畿道）に総人口の約半数が集中している他、経済格差も大きく広がり、1960年代以降、国土均衡発展政策が政権によって形を変えながら継続して実施されてきた。

2012年に世宗特別自治市が新たな広域自治体として誕生し、各地に造成された革新都市も本格的に始動する中で、近年、その効果分析が行われるようになってきた。確かに政府の関係機関が移転すれば、職員はその移転先が通勤圏内でない限り、移転都市への移住を余儀なくされ、人口の移動は生じる。人が住むようになれば消費も生まれ、人、物、カネの流れが生まれることになる。その意味において、韓国政府の均衡発展政策は一定の成果をあげているかもしれない。しかし、政府機関やマスコミの調査等、各種の効果分析を見ていくと、その中身は決して芳しいものばかりではないようである。旧市街地の衰退、雇用の不平等感、地域の独自性の希薄化等、政府主導の急速な改革により副作用も生じているのである。

そのような状況で、地方も対策に乗り出している。政府主導の政策がもたらした成果を活かす例としては、首都機能の移転に伴って若年層が増加した世宗特別自治市では、国内でも先進的な出産奨励策を打ち出しており、また、革新都市に移転した機関と連携しながら活性化の取組を行っている自治体もある。一方、副作用を被った地域では、伝統や文化等、地域資源の発掘を通して旧市街地の活性化を図っている自治体や、政府の政策からは漏れてしまった地域を救済するための農漁村活性化に腐心している自治体もある。このレポートでは、韓国の均衡発展政策を概観するとともに、効果分析が行われるようになった近年において、地方がどのようにその成果や副作用に対応しているかについても紹介している。

日本が第二次世界大戦後に高度経済成長を遂げる中、韓国では南北の分断と朝鮮戦争、軍事政権による統治と民主化運動等、激動の歴史の中で独自の地方政策が展開されてきた。また、国土の広さや環境も日本とは異なるため、単純な比較が出来ないことは重々承知の上ではあるが、このレポートが日本自治体の活性化に際し、些少なりとも役立てば幸甚である。

【目次】

概要	5
第1章 大韓民国の人口減少の現況	
第1節 人口動態	7
1 人口推移と将来人口推計	7
2 地方における人口推移	8
第2節 地域を取り巻く現況	10
1 衰退地域の分析	10
2 人口移動を取り巻く環境	11
第2章 政府による均衡発展政策の経緯	
第1節 政府による均衡発展政策の変遷	13
1 国土計画の変遷と国家均衡発展計画	13
2 都市再生活活性化及び支援に関する特別法	15
第2節 行政中心複合都市	16
1 「世宗特別自治市」誕生に至る経緯	16
2 政府庁舎移転の状況	17
3 地方移転による影響	18
第3章 革新都市と地域均衡人材の育成	
第1節 革新都市の現況	20
1 革新都市開発のコンセプトと経緯	20
2 地域戦略産業	21
3 革新都市開発の成果と課題	22
第2節 地域均衡人材の育成	24
1 地域均衡人材育成法の制定	24
2 地域均衡人材の雇用状況	25
3 地域均衡人材活用の課題	26
第4章 均衡発展政策に対応した地方の取組	
第1節 世宗市の出産奨励政策	27
1 世宗市の概要と現況	27
2 世宗市の出産奨励政策	28
3 新たな取組	28

第2節	全羅北道全州市の旧市街地再活性化	29
1	均衡発展政策下の全州市の現況	29
2	旧市街地「韓屋村」の再活性化	30
3	道レベルでの人口減少を前提とした観光政策	32
第3節	慶尚北道蔚珍郡の地域再生政策	33
1	蔚珍郡の現況と国の開発計画	33
2	農漁村の活性化政策	34
3	取組に対する評価と今後の課題	36

第5章 大韓民国における今後の地域発展政策の展望

第1節	前章までの総括と文在寅政権の戦略	37
第2節	今後の展望	38

【関係法令】

国家均衡発展特別法【抜粋】	40
新行政首都後続対策のための燕岐・公州地域行政中心複合都市建設のための特別法	

【抜粋】

.....	47
革新都市造成及び発展に関する特別法【抜粋】	49
地方大学及び地域均衡人材育成に関する法律【抜粋】	52

【参考文献】	54
--------	----

概要

第1章 大韓民国の人口減少の現況

少子高齢化と人口減少の傾向について、日本と共通の課題を有する韓国を巡る状況を韓国・統計庁が発表した将来人口推計や首都圏はじめ大都市圏への人口集中の現況、地方の衰退に関する研究者の分析等を踏まえて紹介する。

第2章 政府による均衡発展政策の経緯

大都市への人口集中と地方の衰退に対応すべく、1960年代より韓国政府が主導してきた国土総合開発と盧武鉉政権以降の均衡発展政策の歴史的経緯を振り返るとともに、首都機能移転のために2012年に新たに誕生した世宗特別自治市の沿革と、現在に至るまでに当該地域へ与えた影響について紹介する。

第3章 革新都市と地域均衡人材の育成

韓国政府の均衡発展政策において新しい段階として進められている地方に関係機関を移転し、未来創造都市を造成する「革新都市開発」並びに地方大学等の競争力強化及び地方における雇用の創出を目的とする「地域均衡人材の育成」について、その経緯と状況を紹介します。成果について分析を行う。

第4章 均衡発展政策に対応した地方の取組

韓国政府の均衡発展政策とその影響を受けて、地方自治体がどのような対応を行っているかを紹介します。首都機能移転に伴い若者の人口が増えた世宗特別自治市については国内でも先進的な出産奨励策について、一方で郊外の開発が進んだことで旧市街地が衰退した全羅北道全州市については韓屋村再生の取組について、開発に取り残された慶尚北道蔚珍郡については帰農奨励をはじめとした人口対策について紹介します。

第5章 大韓民国における今後の地域発展政策の展望

2018年に誕生した文在寅政権は、これまでの均衡発展政策を見直し、新たな戦略を打ち出した。ここでは第1章から第4章までを総括するとともに、現政権のビジョンを踏まえて今後の韓国における均衡発展と地域活性化の展望について考察する。

図1 韓国の広域自治体地図¹

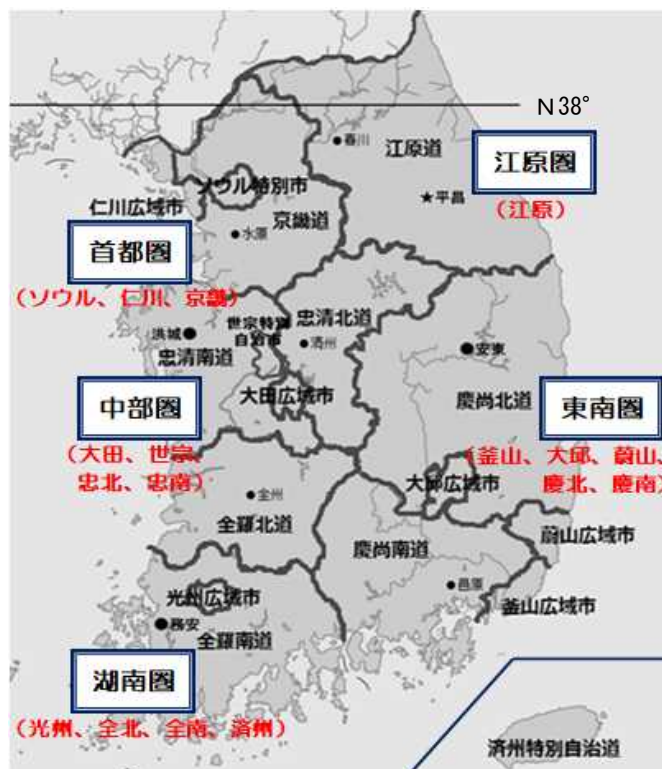
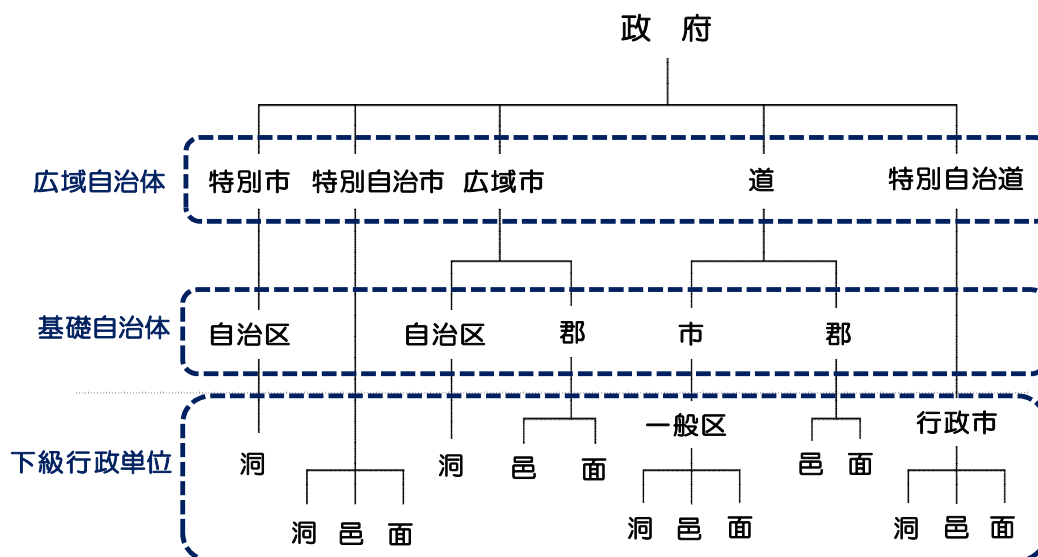


図2 韓国の地方自治階層²



¹ 自治体国際化協会ソウル事務所「大韓民国の概要」より筆者編集

² 自治体国際化協会ソウル事務所「大韓民国の概要」を参考に筆者作成

第1章 大韓民国の人口減少の現況

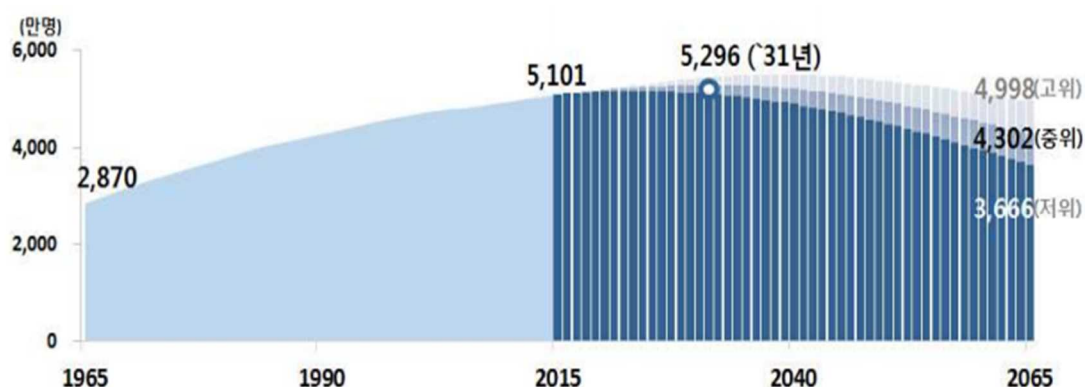
第1節 人口動態

1 人口推移と将来人口推計

韓国でも日本と同様、人口減少と少子高齢化の傾向が顕著に表れている。韓国における期間合計特殊出生率³は1982年の2.41人から2014年には1.21人に減少し、2015年の高齢人口は654万人（全人口の約12.8%）に達した。

韓国・統計庁が2016年に発表した「将来人口推計：2015～2065年」によると、韓国の総人口は1965年の2,870万人から年々増加し、2015年には5,101万人に達した（図3参照）。すなわち、50年間で約1.78倍に増加したことになる。1965年は朝鮮戦争の休戦協定が締結されて12年後に当たる年であり、日韓基本協定によって日本との国交が正常化した年でもある。この後、南北関係の緊張と融和、軍によるクーデター、民主化運動、ソウルオリンピック開催といった目まぐるしい時代の変化の中で、韓国は1997年のIMF危機に至るまで急激な高度成長を続けることになる。

図3 韓国の総人口推移（1965～2065年）⁴



指標	シナリオ	1965	1975	1985	1995	2005	2015	2025	2035	2045	2055	2065
総人口 (万人)	中位推計	2,870	3,528	4,081	4,509	4,818	5,101	5,261	5,283	5,105	4,743	4,302
	高位推計						5,101	5,360	5,530	5,495	5,280	4,998
	低位推計						5,101	5,163	5,040	4,724	4,235	3,666

一方、日本の戦後における人口推移を見ると、第二次世界大戦の終戦から10年目の1955年に8,927万人で、その後、高度経済成長やバブル経済の崩壊、度重なる自然災

³ ある期間（1年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性の出生率を合計したもの。女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の出生率」であり、年次比較、国際比較、地域比較に用いられている。（厚生労働省の定義による）

⁴ 韓国統計庁報道資料「将来人口推計：2015～2065年」より筆者翻訳

害等を経て、50年後に当たる2005年には1億2,776万人を記録⁵している。すなわち、50年間で1.43倍の増加である。社会背景や取り巻く環境が異なるため単純比較はできないが、韓国の人口増加の様子を掴む一つの指標として提示する。

さて、この将来人口推計では、高い水準の出生率と期待寿命、国際純流入を仮定した高位推計シナリオ、低い水準の同要素を仮定した低位推計シナリオ、中間水準の同要素を仮定した中位推計シナリオの3つの仮定により将来の人口減少の傾向が推計された。中位推計シナリオに基づく推計によると、前述の人口増加は2031年の5,296万人を頂点に減少に転じ、2065年には4,302万人になると推計されている。これは1990年とほぼ同じ水準である。以下、中位推計シナリオに基づく推計により記載する。

年齢別人口構成比を見ると、労働人口（15～64歳）は2015年に3,744万人に達し、2016年の3,763万人を頂点に減少に転じると推定されている。その後、2065年には2,062万人にまで減少し、労働人口の全人口に占める割合は2015年の73.4%から2065年には47.9%にまで下落する見込みとなっている（図4参照）。同じく幼年人口（15歳未満）も2015年の703万人から2020年には657万人、2065年には413万人にまで減少する見込みとなっている。一方、高齢人口（65歳以上）は2015年の654万人から2025年には1,000万人を超え、2065年には1,827万人まで増加し、2035年には高齢人口の全人口に占める割合が28.7%にまで上昇（2017年現在13.7%）し、超高齢社会を迎えることが見込まれている。また、労働人口100人当たりの扶養人口は2015年の36.2人から継続して伸び、2065年には108.7人に増加すると見込まれており、就業者への負担増も懸念される場所である。

図4 韓国の年齢階層別人口の将来推計⁶



2 地方における人口推移

韓国の総人口の大幅な減少が将来予測されると同時に、地方から都市への人口流出の傾向も顕著に表れている。韓国の総人口が1965年から2015年までの50年間で約1.78

⁵ 総務省統計局データによる

⁶ 韓国統計庁報道資料「将来人口推計：2015～2065年」より筆者翻訳

倍に増加したことは前述したが、中でも首都圏を構成する3つの広域自治体では特に人口の増加が著しい。表1によると、ソウル特別市（以下、「ソウル市」という）では2015年の人口が約990万人で1965年の約2.6倍、京畿道が約1,248万人で約4.0倍に増加しており、総人口の増加率（1.78倍）を上回る伸び率を示しているほか、1981年に京畿道仁川市から直轄市として昇格する形で発足した仁川広域市（以下、「仁川市」という）は約289万人で、発足後の1985年から約2.0倍に増加した。同時に、釜山広域市（以下、「釜山市」という）の2015年の人口は約345万人で1965年の約2.4倍、蔚山広域市（以下、「蔚山市」という）、大邱広域市（以下、「大邱市」という）でも広域市として発足後一貫して増加しており、釜山市を中心とする東南圏でも人口の大幅な増加を確認できる。

表1 広域自治体別の人口推移⁷

自治体	1965	1975	1985	1995	2005	2015
ソウル特別市	3,793,280	6,889,502	9,639,110	10,231,217	9,820,171	9,904,312
釜山広域市	1,426,019	2,453,173	3,514,798	3,814,325	3,523,582	3,448,737
大邱広域市	-	-	2,029,853	2,449,420	2,464,547	2,466,052
仁川広域市	-	-	1,386,911	2,308,188	2,531,280	2,890,451
光州広域市	-	-	-	1,257,636	1,417,716	1,502,881
大田広域市	-	-	-	1,272,121	1,442,856	1,525,849
蔚山広域市	-	-	-	967,429	1,049,177	1,166,615
京畿道	3,102,325	4,039,132	4,794,135	7,649,741	10,415,399	12,479,061
江原道	1,831,185	1,861,560	1,724,809	1,466,238	1,464,559	1,518,040
忠清北道	1,548,821	1,522,203	1,391,004	1,396,728	1,460,453	1,589,347
忠清南道	2,902,941	2,948,553	3,001,179	1,766,854	1,889,495	2,107,802
全羅北道	2,521,207	2,456,403	2,202,078	1,902,044	1,784,013	1,834,114
全羅南道	4,048,769	3,984,123	3,748,428	2,066,842	1,819,819	1,799,044
慶尚北道	4,472,895	4,858,551	3,010,945	2,676,312	2,607,641	2,680,294
慶尚南道	3,175,146	3,280,052	3,516,660	3,845,622	3,056,356	3,334,524
世宗特別自治市	-	-	-	-	-	204,088
済州特別自治道	337,052	411,732	488,576	505,438	531,887	605,619

⁷ 韓国統計庁資料を参考に筆者作成（大邱広域市及び仁川広域市は1981年に直轄市としてそれぞれ慶尚北道大邱市、京畿道仁川市から昇格。光州広域市は1986年に直轄市として全羅南道光州市から昇格。大田広域市は1989年に直轄市として忠清南道大田市から昇格。いずれも1995年に広域市に改称。蔚山広域市は1997年に広域市として慶尚南道蔚山市から昇格。世宗特別自治市は2012年に忠清南道の一部を所在地として発足。）

一方で、総人口の増加とは反対に人口が減少した自治体もある。全羅北道の2015年の人口は約183万人で、1965年の72.7%、全羅南道では1965年当時に同道に含まれていた光州広域市（以下、「光州市」という）を合わせると330万人（同81.5%）、江原道では約152万人（同82.8%）に落ち込んでおり、特に山間部や南西部の湖南圏、その他首都圏と東南圏を結ぶ国土軸から外れた地域において人口減少の傾向が顕著に表れていることが分かる。

第2節 地域を取り巻く現況

1 衰退地域の分析

韓国地方行政研究院の李沼映は、住居環境の悪化や雇用の減少、財政的セーフティネットの弱化、集団的貧困化などの特徴がある地域を「衰退地域」と定義して様々な分析を行っている。この「衰退地域」は、年平均人口増減率や高齢化指数等の「人口社会領域」、財政自立度やサービス業従事者比率等の「産業経済領域」、住宅比率や空き家率等の「物理環境領域」の3領域の様々な指標（表2）から分類されている。

表2 李沼映による「衰退地域」選定の指標⁸

領域	細部指標	算出式	単位
人口 社会	年平均人口増減率	$[(2010\text{年総人口}/2005\text{年総人口})^{1/5}-1]*100$	%
	純移動率	純移動者数/総人口 * 100	%
	高齢化指数	65歳以上人口/15歳未満の人口 * 100	%
	平均教育研修	在学生在外人口の平均教育研修	年
	独居老人世代比率	65歳以上1人世代 / 総世帯数 * 100	%
	1千人当り基礎生活受給者	基礎生活受給者数 / 総人口 * 1000	人/千人
産業 経済	財政自立度	-	%
	1人当りの地方税負担額	-	千ウォン
	1千仁当り従事者数	総従事者数 / 総人口数 * 1000	人/千人
	事業体当り従事者数	総従事者数 / 総事業体数	人/カ所
	製造業従事者比率	製造業従事者数 / 総従事者数 * 100	%
	高次サービス業従事者比率	高次サービス従事者数 / 総従事者数 * 100	%
	1千人当り小売業従事者数	卸小売り業従事者数 / 総人口数 * 1000	人/千人
物理 環境	老後住宅比率	1980年以前の建築住宅数 / 総住宅数 * 100	%
	新規住宅比率	最近5年間建築住宅数 / 総住宅数 * 100	%
	空き家率	空き家数 / 総住宅数 * 100	%

2005年、2010年で「衰退地域」とされた自治体の変化は表3のとおりであるが、ここでは、特に江原道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道といった首都圏から離れた地域に「衰退地域」が多く含まれており、京畿道や仁川市といった首都圏に属する地域は比較的少ないことが分かる。しかし、近年においては、例えば釜山市等といった大都市圏においても、中心地から離れた地域では「衰退地域」とされる自治体が増加し

⁸ 李沼映「地域衰退分析及び再生法案」（2015年日韓共同セミナー資料）より引用

つつあることが確認できる。

表3 衰退地域の推移（2005～2010年）⁹

地域	2005年	2010年
釜山	—	北区、西区、影島区
大邱	—	南区
仁川	江華郡、甕津郡	江華郡、甕津郡
京畿	漣川郡	—
江原	三陟市、高城郡、楊口郡、寧越郡、 鉄原郡、華川郡	三陟市、高城郡、楊口郡、襄陽郡、 寧越郡、麟蹄郡、旌善郡、鉄原郡、 華川郡
忠北	槐山郡、丹陽郡、報恩郡、永同郡、 沃川郡	槐山郡、報恩郡、永同郡、沃川郡
忠南	錦山郡、扶余郡、舒川郡、青陽郡	扶余郡、舒川郡、青陽郡、泰安郡
全北	金堤市、南原市、井邑郡、高敞郡、 茂朱郡、扶安郡、淳昌郡、任實郡、 長水郡、鎮安郡	金堤市、南原市、井邑郡、高敞郡、 茂朱郡、扶安郡、淳昌郡、任實郡、 長水郡、鎮安郡
全南	羅州市、康津郡、高興郡、谷城郡、 求礼郡、潭陽郡、務安郡、宝城郡、 新安郡、靈光郡、莞島郡、長城郡、 長興郡、珍島郡、咸平郡、海南郡、 和順郡	羅州市、康津郡、高興郡、谷城郡、 求礼郡、潭陽郡、宝城郡、新安郡、 靈光郡、莞島郡、長城郡、長興郡、 珍島郡、咸平郡、海南郡、和順郡
慶北	聞慶市、尚州市、安東市、榮州市、 軍威郡、奉化郡、星州郡、盈徳郡、 英陽郡、醴泉郡、鬱陵郡、蔚珍郡、 義城郡、清道郡、青松郡	聞慶市、尚州市、慶州市、軍威郡、 奉化郡、星州郡、盈徳郡、英陽郡、 醴泉郡、蔚珍郡、義城郡、清道郡、 青松郡
慶南	居昌郡、高城郡、南海郡、山清郡、 宜寧郡、昌寧郡、河東郡、咸陽郡、 陝川郡	居昌郡、南海郡、山清郡、宜寧郡、 昌寧郡、河東郡、陝川郡

2 人口移動を取り巻く環境

韓国の国土面積は100,411平方kmで、日本の約4分の1程度である。そのため、首都圏と地方との人口移動を取り巻く環境が日本のそれとは異なる。韓国的高速鉄道網であるKTX（韓国高速鉄道）には、ソウルと釜山を繋ぐ京釜線、ソウルと全羅南道・木浦市を繋ぐ湖南線、ソウルから大邱を經由して慶尚南道・晋州市へ向かう慶全線、ソウルから全羅北道・全州市を經由して全羅南道・麗水市へ向かう全羅線、平昌オリンピック開催に先駆けて開通した江陵線の5つの路線がある（図5参照）。ソウル駅から釜山駅までの所要時間は2010年11月現在で最短2時間18分、ソウル駅から麗水駅までは最短3時間40分で到達することが可能となっている。日本の新幹線の場合、東京駅～鹿児島中央駅間が最短6時間38分、東京駅～新函館北斗間が最短3時間58分であるこ

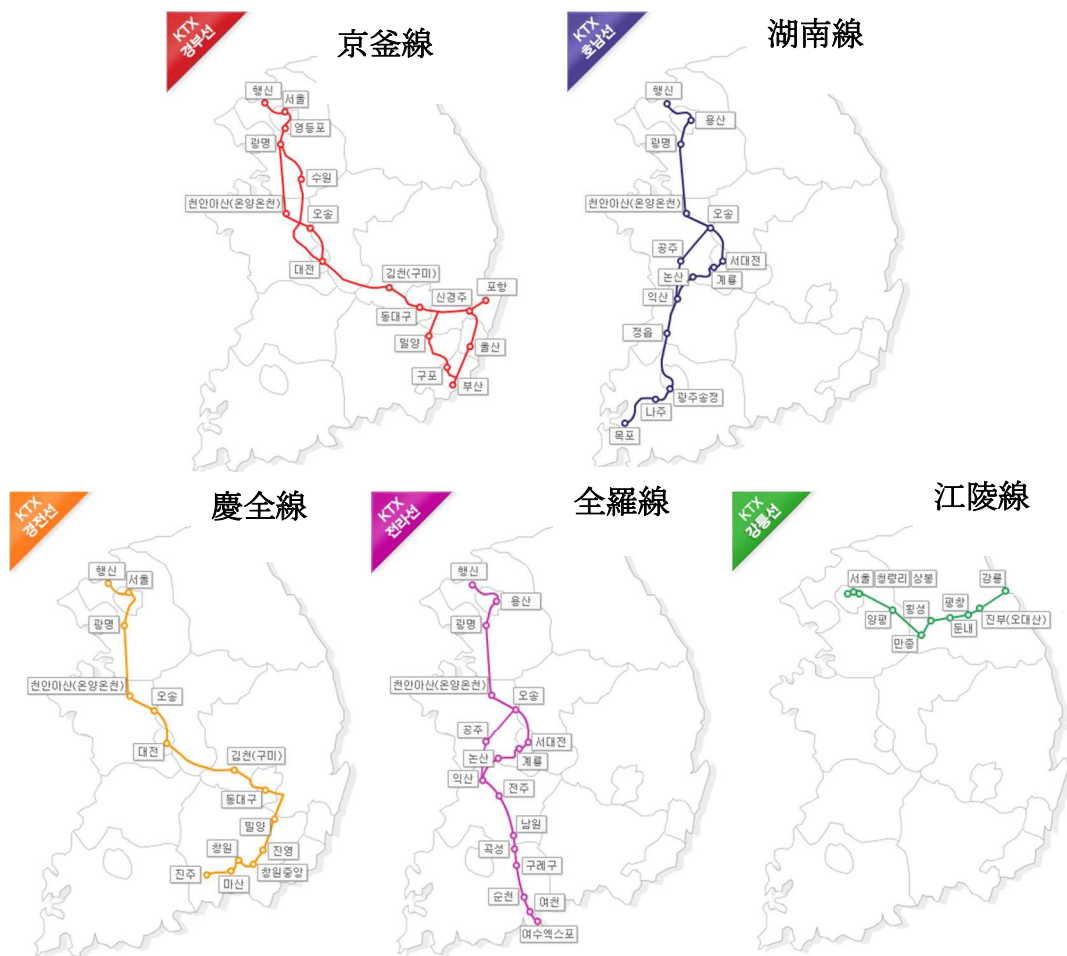
⁹ 李沼映「地域衰退分析及び再生法案」（2015年日韓共同セミナー資料）より引用

とと比較すると、ソウルと地方との近接性がより強いことが確認できる¹⁰。

また、韓国の高速道路網は日本と同様、網の目のように全国に張り巡らされており、ソウル市草瑞区から釜山市金井区までを結ぶ京釜高速道路は総延長が 416.1km、ソウル市衿川区と全羅南道・務安郡を結ぶ西海岸高速道路は 336.6km である。これを日本の東京～大阪間（539km）と比較すると、国土の面積がコンパクトであることにより、車におけるアクセスでも首都圏と地方との距離が近いことが分かる。

以上より、韓国の首都圏と地方との交通アクセスの状況について、日本のそれとは異なる性格を有していることが確認できる。

図5 KTX（韓国高速鉄道）路線図¹¹



¹⁰ 韓国道路公社ホームページより

¹¹ 韓国高速鉄道公社ホームページより

第2章 政府による均衡発展政策の経緯

第1節 政府による均衡発展政策の変遷

1 国土計画の変遷と国家均衡発展計画

政府による国家均衡発展の取組については、CLAIR REPORT No.289¹²で詳細に説明されているため、ここでは歴史的経緯を確認する意味で、要点のみ紹介したい。韓国では1963年に国土建設総合計画法が制定され、同法に基づき1972年に国土総合計画が策定された。これは朝鮮戦争後の社会基盤の強化と資源開発を主な目的としており、結果として首都圏と釜山を中心とする南東部臨海地域での成長を促進し、ソウル～釜山間を中心とする国土軸への人口や経済力の集中が進んだ。10年後の1982年、人口の地方分散や国民福祉の水準引き上げを目的に第2次国土総合計画が策定され、地方への人口分散と国民の生活環境の改善を目指したが、具体的な政策に欠けるなど、結果として地域格差をさらに拡大させることとなる。1992年に策定された第3次国土総合計画では、地域資源の開発やグローバリゼーションといった視点が加わった。ところが、1990年代に世界的に「地方分権」、「民営化」がトレンドとなるとともに、1997年に端を発する「通貨危機」といった要因や地域間格差の拡大等、首都圏一極集中の弊害が意識され始めたことにより、従来の地域発展政策は大きく転換する必要に迫られ、2000年策定の第4次国土総合計画では、国土の均衡発展や北東アジアにおける交流の拠点として、京釜ライン中心の国土軸から黄海、日本海、東シナ海の三方に開かれた国土軸の形成が目指されることとなった。

そのような中、「地域間の不均衡を是正し、地域革新及び特性化した発展戦略による自立型の地方を目指し、全国の地方自治体が個性ある豊かな地域社会の建設」を目的に2004年に制定されたのが国土均衡発展特別法である。同法の下、国家均衡発展計画が策定され、この計画を施行するための大統領の諮問機関として国家均衡発展委員会が設置されたほか、計画の施行を財政的に支援するための国家均衡発展特別会計が設置・運用されることとなった。同法では、推進すべき施策として地域戦略産業の選定及び育成、地方大学の育成、地域科学技術や情報通信の振興、地域文化・観光の育成、過疎地域及び農漁村開発の促進、公共機関・企業及び大学の地方移転等が第20条に規定されており、同規定に基づいて行政中心複合都市¹³や革新都市¹⁴の建設が進められることとなった（表4参照）。

¹² 自治体国際化協会「CLAIR REPORT No.289 韓国の国家均衡発展政策」2006年

¹³ 新行政首都後続対策のための燕岐・公州地域行政中心複合都市建設に関する特別法第16条の移転計画に従い、中央行政機関とその所属機関を移転し、行政機能の中心となる複合都市として新たに建設する都市（同法第2条による）。

¹⁴ 移転公共機関を受け入れ、企業・大学・研究所・公共機関等の機関が緊密に協力できる革新環境と質の高い住居・教育・文化等の定住環境を備えるよう、この法に基づき開発する未来型都市（公共機関の地方移転による革新都市建設および支援に関する特別法第2条による）。

表4 韓国政府の均衡発展政策の経緯¹⁵

年	政権	内容
1963年	朴正熙	国土建設総合計画法制定
1972年	〃	国土総合計画策定 ⇒朝鮮戦争後の社会基盤の強化と資源開発
1982年	全斗煥	第2次国土総合計画 ⇒人口の地方分散や国民福祉の水準引き上げ
1992年	盧泰愚	第3次国土総合計画 ⇒地域資源の開発やグローバル化の視点が加わる
2000年	金大中	第4次国土総合計画 ⇒国土の均衡のとれた発展や海外に開かれた国土発展
2004年	盧武鉉	国家均衡発展特別法制定 第1次国家均衡発展5ヵ年計画策定
2009年	李明博	地域発展5ヵ年計画策定 ⇒広域経済圏に分類し、市道を超えた懸案解決と経済力強化
2014年	朴槿恵	地域発展5ヵ年計画策定 ⇒市道区間連携を通じた地域生活圏の発展計画
2018年	文在寅	文在寅政府国家均衡発展ビジョンと戦略策定

その後、同委員会は2009年に「地域発展委員会」と改称されたが、文在寅政権において2018年に再び「国家均衡発展委員会」の名称が復活することとなった。2008年に登場した保守派の李明博政権下では、均衡を標榜しつつも経済力強化をはじめとした「発展」により重点を置いた取組が進められていたのに対し、文在寅政権においては、より「均衡」に重点を置く取組に方向性が再修正されたものである。

2018年2月に政府が発表した「文在寅政府国家均衡発展ビジョンと戦略」は、空間戦略、産業戦略、人戦略の3つの柱で新しい均衡発展の戦略が構成されている。まず、空間戦略では、中央政府主導・地域間競争の考え方から自治体主導・地域間協力に転換し、地域資産を活用して首都圏に拮抗する広域圏や都市圏の育成に力を入れていくことが盛り込まれた。産業戦略では、①地域革新成長を牽引する産業の育成、②大企業依存から脱し、活力ある地域企業の育成、③地域の戦略的プログラムの支援、が「地域産業3大革新」の柱となり、自治体間の産業連携や地域企業の国際化支援等を通して地方の経済力を向上させる方針が謳われ、人戦略では、地方における教育環境の改善や地域資産を活用した特色ある文化・観光を強化していくこととしている。

¹⁵ 自治体国際化協会「CLAIR REPORT No.289 韓国の国家均衡発展政策」を参考に筆者作成

2 都市再生活活性化及び支援に関する特別法

朴槿恵政権下での均衡発展政策は、住民が実生活の中で幸せや希望を体感できる点に重点が置かれた。その中で2015年に成立した都市再生活活性化及び支援に関する特別法（以下、「地域再生特別法」という）は、都市の経済的、社会的、文化的活力のため公共の役割や支援を強化することで都市成長基盤の拡充と都市の競争力強化、地域コミュニティの回復等、国民の暮らしの質の向上に寄与することが目的とされた。同法に基づき、国土交通部長官は、都市再生が急がれる地域や都市再生事業の波及効果が大きい地域を、直接または戦略計画樹立権者の要請によって都市再生先導地域として指定することが可能となり、これらをモデルに各地域の自律的な取組が促進されることとなった。

都市再生先導地域は大きく3つの類型に分類される。まず一つは都市経済基盤型である。

表5 国土交通部指定の都市再生先導地域¹⁶

類型		自治体		ビジョン
経済基盤型		釜山	東区	創造経済プラットフォーム構築による旧市街地の価値と活力再創造
		忠北	清州市	清州市文化副都心、Culture Business Park形成
近隣再生型	一般規模	ソウル	鍾路区	駱山を抱いて流れる幸福の村、崇仁昌信
		光州	東区	青い共同体と共にする文化都心再生
		全北	群山市	創造的な都市再生、金近代歴史文化景観造成と群山市旧市街活成化
		全南	木浦市	歴史、文化、観光資源を活用する観光活成化で木浦の旧市街復元同意活力増進
		慶北	営州市	駅前の再活性化、営州の全盛時代
		慶南	昌原市	千年の歴史が息づく文化・芸術の都心、千年港口馬山浦ルネサンス
	小規模	大邱	南区	階層間調和と文化が共にする大明文化福祉村
		江原	太白市	輝かしい人生が共にする幸福共同体桶里
		忠南	天安市	複合文化特化空間に生まれ変わる天安旧市街
		忠南	公州市	歴史の息遣いが生きている公州旧市街再生
全南		順천시	順天の自然環境及び歴史文化を基盤に庭園都市（Garden City）を超えた人中心（Human City）の都市再生	

これは、新しい経済機能の導入や既存機能の競争力強化を通じ、雇用を創出すること

¹⁶ 韓国・国土交通部「都市再生総合情報体系」より作成

によって都市経済の活性化を図るもので、公共庁舎の移転や交通インフラ、大規模文化・体育施設などの周辺地域の整備が対象となる。二つ目は近隣再生型（中心市街地型）である。これは中心市街地の行政、商業などの機能の強化と回復を図るもので、行政や経済の中心市街地で、かつ空洞化現象が深刻で再活性化が必要な地域が対象となる。三つ目は近隣再生型（一般型）である。これは、後進地域における住民の生活環境改善や地域コミュニティの回復を行うもので、近隣商圏及び生活環境が良好であったにもかかわらず、人口減少や高齢化などで衰退した地域が対象地となる。

表5のとおり2014年現在、都市再生先導地域は、都市経済基盤型として忠清北道清州市と釜山市東区、近隣再生型（中心市街地型）として忠清南道天安市、忠清南道公州市、江原道太白市、大邱広域市南区、全羅南道順天市、近隣再生型（一般型）としてソウル市鍾路区、全羅北道群山市、光州市東区、全羅南道木浦市、慶尚北道栄州市、慶尚南道昌原市が指定された。

第2節 行政中心複合都市

1 「世宗特別自治市」誕生に至る経緯

2018年12月現在、18部5処17庁の中央政府機関が世宗特別自治市（以下、「世宗市」という）に移転されている。文在寅政権はさらなる移転を進める方針であるが、世宗市が誕生することとなった背景には以下の2つが挙げられる。

まず、一つ目は「地方分権と均衡発展の必要性」である。2003年に誕生した盧武鉉政権は、21世紀の情報社会とグローバル化の流れを踏まえ、地方中心の国政運営と地方自治体及び市民社会との合意による政策の樹立が必要とし、地方分権と地域均衡発展を重要な政策課題と位置づけた。そこで、中央に集中している権限と機能を地方政府に移譲することによって地方の自立性を強化するという考え方が生まれることとなった。二つ目は「首都圏の過密化に伴う問題」である。首都圏の面積は全国土の約12%であるが、2018年現在、総人口の5,000万人の約半数が首都圏で生活している。首都圏への人口流入は今後も継続すると見込まれており、交通渋滞や大気汚染への対策、環境改善等に莫大な費用がかかることとなる。したがって、地方への行政機能の移転とそれに伴う人口移動によって、これらの経費を軽減することが期待された。

これらの背景の下、1973年の第一次移転計画策定を皮切りに1982年に京畿道・果川市への中央行政機関の一部（9部2機関）の移転が開始され、その後、第二次移転計画、第三次移転計画の策定を経て1998年に大田広域市に一部（9庁2機関）の移転が開始された。しかし、首都圏への人口流入には歯止めがかからず、大統領府や国会議事堂の移転も含む全面的な首都機能の移転計画が立案されることとなった。そうした中、2004年9月、憲法裁判所による首都移転違憲判決（「首都に関する規定は憲法で規定しなければならない事項であるが、現首都のソウルが首都であることは慣習として当然のことであると考えられたため、現憲法に首都に関する規定がないだけである。そのため、

首都移転は憲法で定めなければならず、法律で定めたものは違憲)」が出され、2005年3月、政府は対案として大統領府や国会議事堂、大法院(最高裁判所)その他の機関をソウルに残すこととする「新行政首都後続対策のための燕岐・公州地域行政中心複合都市建設のための特別法(以下、「行政中心複合都市建設特別法という)」を国会に提出し、これを成立させ、2007年7月に建設工事に着手することとなった。

2 政府庁舎移転の状況

2018年12月現在、世宗市に移転している中央行政機関は表6のとおりである。また、2017年9月に国会を通過した行政中心複合都市建設特別法の一部改正案により、行政安全部と果川市にある科学技術情報通信部の移転が推進されることとなり、2019年2月に行政安全部、同年8月に科学技術情報通信部の世宗市への移転が確定した。

表6 政府庁舎立地状況(2019年2月末現在)¹⁷

地域	政府庁舎立地状況
ソウル	統一部、行政安全部、女性家族部、外交部、個人情報保護委員会、自治分権委員会、国家均衡発展委員会、経済社会労働委員会、ソウル庁舎管理所、 <u>国務調整室・国務総理秘書室</u> 、低出産高齢社会委員会、国家教育会議
世宗市	<u>国務調整室・国務総理秘書室</u> 、行政安全部、公正取引委員会、国家報勲処、雇用労働部、教育部、国土交通部、企画財政部、農林畜産食品部、文化体育観光部、保健福祉部、産業通商資源部、環境部、海洋水産部、行政中心複合都市建設庁、租税審判院、政府庁舎管理本部、国税庁、郵政事業本部、国民權益委員会、法制処、福券委員会、消防庁、KTV国民放送
京畿道 果川市	京仁地方食品医薬品安全庁、科学技術情報通信部、放送通信委員会、法務部、果川庁舎管理所、ソウル地方中小ベンチャー企業庁、ソウル公正取引事務所、政府民願案内コールセンター、ソウル地方国土管理庁、京仁地方統計庁、ソウル地方更生庁、防衛事業庁、射幸産業統合監督委員会
大田市	大田地方公正取引事務所、関税庁、国家記録院、文化財庁、兵務庁、大田庁舎管理所、山林庁、調達庁、中小ベンチャー企業部、忠南地方労働委員会、統計庁、特許審判院、特許庁、監査院

しかし、中央政府機関の大部分が世宗市へ移転する中、公務員の頻繁なソウルへの出張について多額の旅費や労力を浪費しているのではないかといった懸念も出ている。

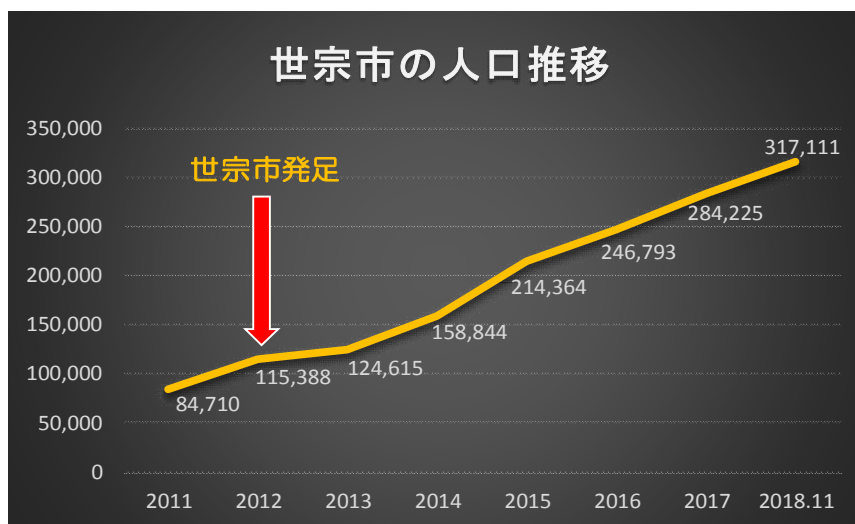
¹⁷ 韓国・政府庁舎管理本部ホームページを参考に筆者作成(一部移転により複数の庁舎に跨っている機関もある)

2016年、当時無所属で世宗市選出の李海瓚（イ・ヘチャン）議員は「世宗庁舎の公務員の平均出張費は年間200億ウォン（約20億円）で出張地の80%以上が国会をはじめソウル」と主張し、世宗市への国会分院を求めて民主党議員らと共同発議した¹⁸。保守派の反対もあり、2019年3月現在、実現には至っていないが、2018年に民主党政権となり、世宗市への大統領執務室の設置も含めて議論が行われている最中である。加えて、ソウル～世宗間の移動効率を高めることを目的にKTX世宗駅の設置案も主張されている。現在、ソウルから世宗市まで行くには、忠清北道のKTX五松駅を経由して在来線に乗り換える必要があり、この非効率を改善しようとする動きであるが、世宗駅の開通によって五松駅の利用客減少を懸念する忠清北道との摩擦も生じている¹⁹。これらは、政府庁舎移転にかかるソウルの空洞化現象への懸念と併せて新たな議論となっている。

3 地方移転による影響

世宗市の統計年報によると、世宗市の人口は特別自治市として発足する前の市域の人口が84,710人だったのに対し、発足して3年後の2015年には214,364人、2018年5月には30万人を突破し、11月までに317,111人となった（図6参照）。発足前年からわずか7年で市の人口は約3.7倍となり、著しく増加している。

図6 世宗市の人口推移（2011年～2018年 ※2018年は11月時点）²⁰



また、忠清北道の地方紙である忠北日報の調査²¹によると、2016年から2017年の勤労所得者の給与上昇額は220万ウォン、上昇率が5.7%でともに全国1位であった。参

¹⁸ ハンギョレ新聞（2016.6.21）

¹⁹ 連合ニュース（2018.10.24）

²⁰ 世宗特別自治市統計年報のデータを参考に筆者作成

²¹ 忠北日報（2019.1.3）

考値として全国平均は給与上昇額 159 万ウォン、上昇率 4.7%、ソウル市は上昇額 211 万ウォン、上昇率 5.6%となっている。2017 年の給与額は蔚山市が 4,216 万ウォンで 1 位、次いで世宗市が 4,108 万ウォン、ソウル市が 3,992 万ウォンと続いている状況であるが、蔚山市の上昇額は全国で最も低い 2.9%にとどまっており、2019 年 8 月にソウルと果川市の政府庁舎から行政安全部及び科学技術情報通信部が移転することを考慮すると、2～3 年以内に世宗市勤労所得者の平均給与額は全国 1 位になる見通しであると分析されている。

第3章 革新都市と地域均衡人材の育成

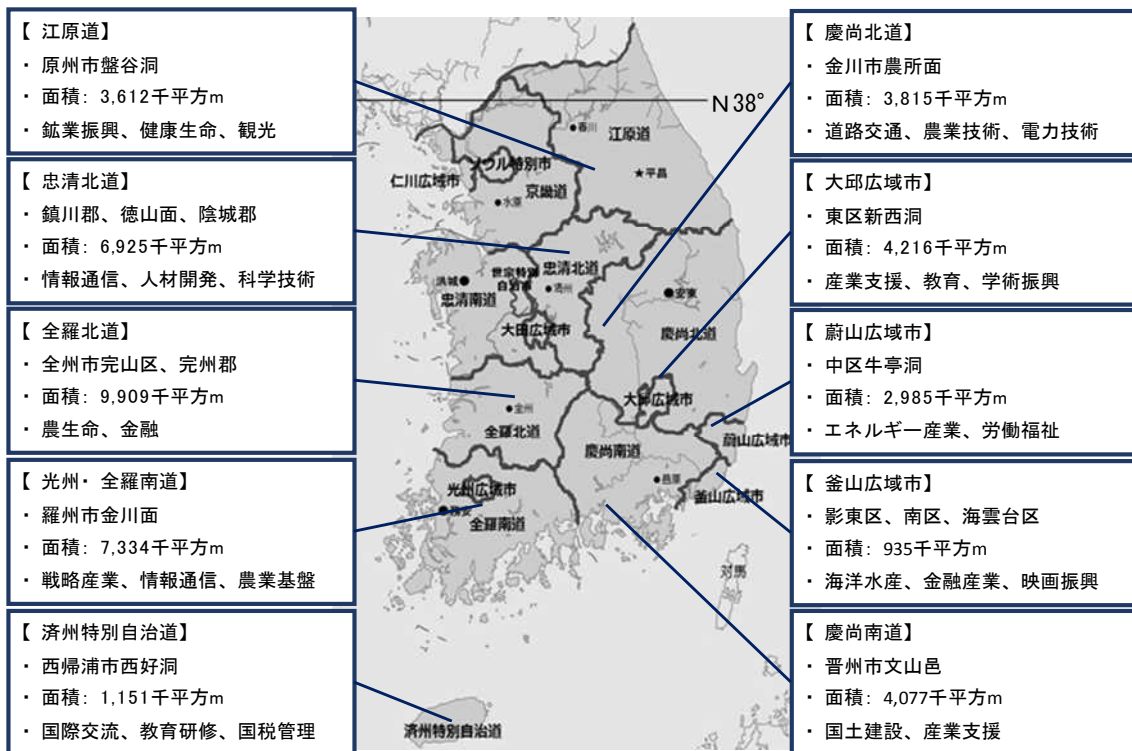
第1節 革新都市の現況

1 革新都市開発のコンセプトと経緯

革新都市は、地域成長の拠点を構築し、国の均衡ある発展と競争力の確保を目的として、配置が発案された。革新都市の概念として、韓国・国土研究院は「移転公共機関を受け入れ、企業・大学・研究機関・公共機関などが相互に緊密に協力できる革新環境とレベルの高い住居・教育・文化などの定住環境を整えた都市」としており、機能として①地域の革新拠点、②未来型都市、③地域の自立的発展の先導が挙げられている。

推進経過としては、2003年6月に「国の均衡ある発展に向けた公共機関の地方移転推進方針」が発表され、法的根拠としては2004年4月の国家均衡発展特別法に公共機関の地方移転にかかる条文が整備された。これを踏まえ、地方移転にかかる基本原則や推進方向の検討を経て2005年6月に「公共機関の地方移転計画」が樹立された。その後、2005年12月には市道別敷地選定委員会により江原道原州市や慶尚北道金川市をはじめ10箇所の敷地選定が完了し、2007年1月制定の「革新都市法」、同年5月に樹立した革新都市開発計画及び実施設計に基づき同年9月に工事が着工となった。各革新都市の配置と特化分野については図7のとおりである。

図7 革新都市と特化分野²²



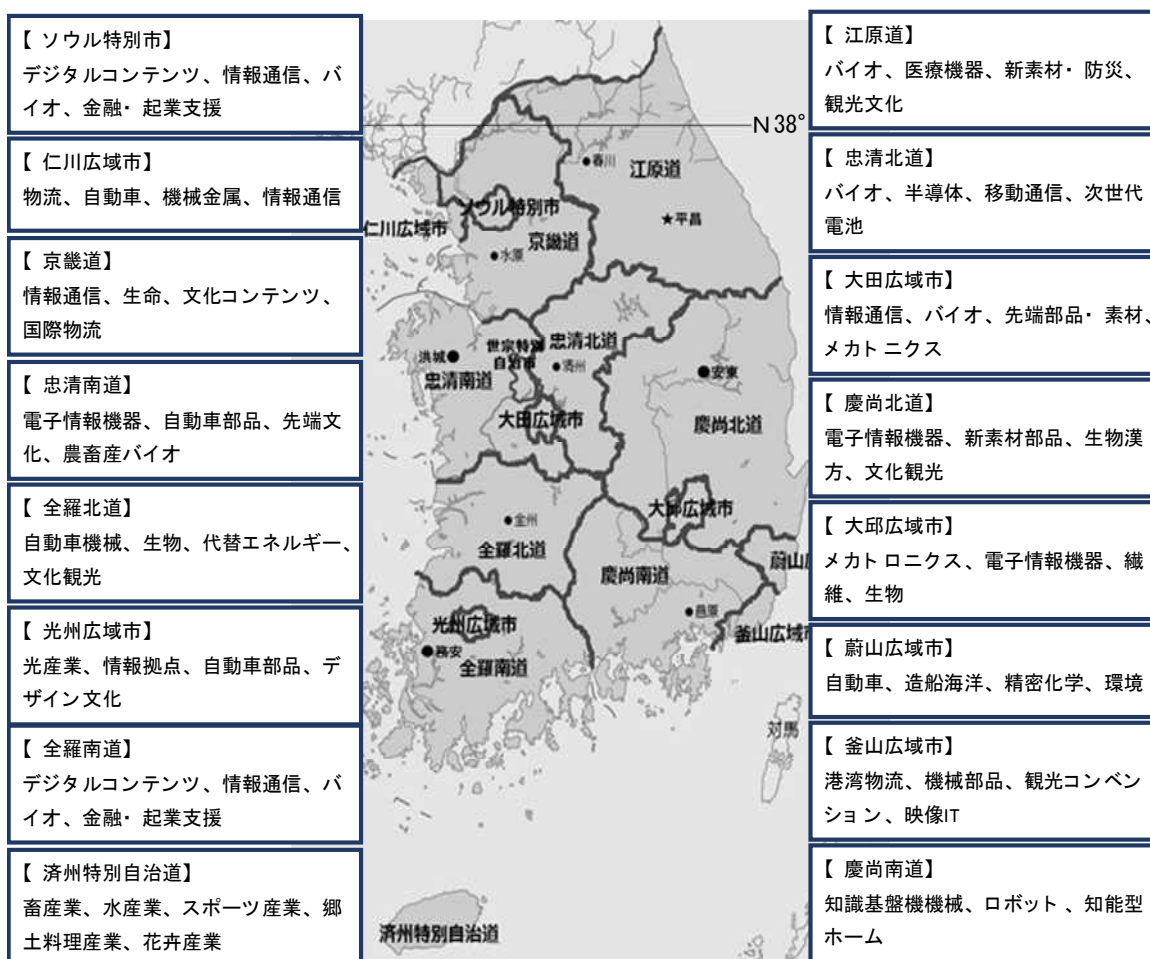
²² 2018年日韓地域政策研究会「地域均衡発展方策」資料を参考に筆者作成

2017年現在、10の革新都市が配置され、153の移転対象機関のうち150機関が移転を完了しており、残る3機関についても2019年までに移転完了予定としている。図8では各革新都市に移転された機関の分野を記載しているが、江原道の鉱業振興と観光、全羅北道の農水畜産業、済州特別自治道（以下、「済州道」という）の国際交流が地域の特性を活かした点において分かりやすい例であるが、その地域の特色や伝統的に得意としてきた分野を考慮して移転機関の部門が選定されたことが確認できる。

2 地域戦略産業

革新都市の配置と同時に、国家均衡発展計画の中では、地域ごとの得意分野を活かし、当該分野の一層の高度化と均衡発展に寄与するため「地域戦略産業」が選定されている。地域ごとの戦略産業については図8に示したとおりである。

図8 選定された地域戦略産業²³



²³ 「CLAIR REPORT No. 289 韓国の国家均等発展政策」を参考に筆者作成

地域戦略産業については CLAIR REPORT No.289²⁴で詳細に述べられているため、ここではその要約にとどめることとするが、バイオ産業と電子（情報）・情報通信産業分野は多くの自治体が戦略産業としているものの、地域の特性に応じて細部の重点分野は差別化が図られており、隣接する広域自治体間で人材育成や生産基盤構築のための連携も行っているとされる。このように、革新都市開発によって中央の行政機関や研究機関を移転するのみならず、各都市に伝統的に根付いてきた基幹産業の活性化を図ることで、相乗効果が生まれるとの期待の下に開発が進められた経緯が確認できる。

3 革新都市開発の成果と課題

革新都市における人口の変化について、2015年6月時点の韓国地域発展委員会による調査結果²⁵では表7のとおり示されており、すでに同時点で計画人口を達成しているのが釜山革新都市（計画人口に対し112%）である。この理由として同委員会は同革新都市が居住しやすい立地にあったことや公共住宅の建設が早かったこと、公共住宅の需要が高かったことを挙げている。一方で流入人口が低かった地域の原因としては、他の地域との距離や機関移転時期と住宅特別分譲時期の不一致、移転機関の人事異動の特性等が複合的に作用したと指摘している。

また、人口が移動したことによる新たな課題としては、革新都市における定住環境（教育、医療等）の整備が追い付いていないことや革新都市～居住区間の交通渋滞、旧市街地の衰退などが挙げられる。

表7 革新都市の計画人口と2015年の状況（単位：人）²⁶

区分	合計	釜山	大邱	光州・全南	蔚山	江原	忠北	全北	慶北	慶南	済州
計画人口	271,000	7,000	22,000	50,000	20,000	31,000	42,000	29,000	27,000	38,000	5,000
人口 (2015年6月)	78,973	7,819	4,110	8,396	16,582	5,775	5,783	17,698	4,797	6,870	1,143
比率	29.1%	111.7%	18.7%	16.8%	82.9%	18.6%	13.8%	61.0%	17.8%	18.1%	22.9%

次に、経済面の影響として、主に「法人税・地方税収」と「移転公共機関従事者の消費」の2つの観点から分析する。移転公共機関の法人税額は表8のとおりであるが、公共機関の移転によって法人税の収入額が大きく増加していることが確認できる。特に蔚山では2014年に6機関が移転したことにより、1,200億ウォンの法人税が増収されている。一方で移転公共機関は地方に雇用を生み出したことによる地方税収入の増加にも寄与している。地域発展委員会は、2012年までに13機関、2013年まで22機関、2014

²⁴ 「CLAIR REPORT No.289 韓国の国家均等発展政策」2006年

²⁵ 韓国地域発展委員会「公共機関移転の地域発展効果分析及び極大化方案」

²⁶ 韓国地域発展委員会「公共機関移転の地域発展効果分析及び極大化方案」より筆者翻訳

年まで 60 機関が移転する中で、地方税の収入が 3 年間で約 5.8 倍増加していることを指摘している。

表 8 移転公共機関における法人税の現況（単位：千ウォン）²⁷

区 分	2013年		2014年	
	機関数	納入額	機関数	納入額
釜 山	3	0	9	111,568,849
大 邱	2	36,010,834	7	7,541,387
光州・全南	—	0	10	60,966,599
蔚 山	—	0	6	122,657,188
江 原	1	0	4	870,633
忠 北	1	1,219,674	5	10,499,649
全 北	1	4,912,575	1	4,234,496
慶 北	—	0	3	257,922
慶 南	—	0	3	32,092,972
合 計	8	42,143,083	48	350,689,695

表 9 革新都市別の地方税収入の推移（2012～2014 年）²⁸

区 分	合計	釜山	大邱	光州・全南	蔚山	江原	忠北	全北	慶北	慶南	済州
2012年	22,277	467	4,153	4,725	67	738	6,352	2,926	2,164	683	683
2013年	49,416	41,068	7,545	1,951	3,511	76	2,015	7,518	6,383	5,659	791
2014年	197,625	18,238	22,963	35,640	21,085	395	9,162	50,073	15,005	22,299	2,415

また、移転公共機関従事者の消費状況について、韓国国土研究院による調査（2015 年）によると、移転公共機関従事者の月平均所得額は 381 万ウォンで、従事者 1 人当たりの消費支出額は該当地域市道内で約 190 万ウォン、該当地域市道内で約 191 万ウォンと、大きな差はなかった。一方、全家族同伴移住者の場合、1 人当たりの消費支出額は該当地域市道内で 70.5%、該当地域市道外で 29.5%であるのに対し、一人移住又は家族のうち一部のみが同伴移住した場合、該当地域市道内で 38.8%、該当地域市道外で 60.2%と示されており、全家族同伴移住とそうでない場合で主に消費する地域が異なることが示されている（表 10 参照）。地域別で見ると、慶北、忠北、光州・全南、江原などの人口が少ない地域やインフラ形成が脆弱な地域は地域外での消費が多い傾向があり、特に

²⁷ 韓国地域発展委員会「公共機関移転の地域発展効果分析及び極大化方案」より筆者翻訳

²⁸ 韓国地域発展委員会「公共機関移転の地域発展効果分析及び極大化方案」より筆者翻訳

慶北においては KTX 駅の近隣にあることから他地域への移動が容易であることも原因と考えられる。

表 10 革新都市における移住形態別 1 人当たり消費支出額（単位：万ウォン、%）²⁹

区分	大家族同伴移住 (536名)				一部、一人移住及び通勤 (1,364名)			
	該当地域 市道内		該当地域 市道外		該当地域 市道内		該当地域 市道外	
	比重	支出額	比重	支出額	比重	支出額	比重	支出額
飲食料費（外食費含む）	18.5	70	7.4	28	11.2	43	12.7	49
教育費	83.7	33	2.9	11	1.9	7	10	39
文化・余暇費	6.5	48	6	23	4.2	16	7.9	30
住居費（光熱費）	12.7	48	2.3	9	7.6	29	7.5	29
貯蓄	13.2	50	4.4	17	8.5	33	12.2	47
その他支出	10.5	450	6.5	25	6.4	25	9.9	38
合計	70.5	269	29.5	113	38.8	153	60.2	232

なお、移転公共機関における地元人材の採用率は 2012 年の 2.8%から 2014 年に 10.2%、2016 年には 14.2%（655 人）と増加傾向を見せている。

一方で、旧都心の衰退をはじめ周辺地域の共生発展が不十分であることや地域の企業・大学等との連携が不十分であるなど、課題も明らかになっている。これを受けて、政府は 2030 年に向けて企業等との協力体系の構築や自立発展力の醸成等を推進する「革新都市シーズン 2」を策定し、革新都市を均衡発展の成長拠点として育成する方針を定めている。

第 2 節 地域均衡人材の育成

1 地域均衡人材育成法の制定

地方大学及び地域均衡人材育成に関する法律（以下、「地域均衡人材育成法」という）は、地方大学の競争力強化と地域間の均衡発展を目的として 2017 年 7 月に制定された。同法では、地方大学の学生または、地方大学を卒業した人を「地域均衡人材」と定義し、国と地方自治体の責務として、地域均衡人材の育成のための財政的支援や社会的・経済的環境の整備、地域均衡人材の雇用促進への協力を義務付けている。さらに、地域人材の積極採用については他法でも推進されているところであり、公務員任用試験令均衡人材指針や公共機関人力運営方針では「地域人材」、革新都市特別法では「地域人力」等と異なる名称が付されており、各法の趣旨に沿って制度が適用されている。

地域均衡人材育成法においては、第 12 条で地域均衡人材の公務員任用機会の拡大に

²⁹ 韓国地域発展委員会「公共機関移転の地域発展効果分析及び極大化方案」より筆者翻訳

ついて規定しており、国は当該地域で新規採用する国家公務員、地方自治体は当該地域で採用する地方公務員のうち、地域均衡人材が一定比率以上確保されるような計画を樹立することが義務付けられている。同法によって地方大学出身の学生の当該地域の公的機関での一定数の採用が義務付けられていることは顕著な特徴であるといえる。

さらに、地方大学は地域の優秀な人材の入学機会の確保のため、医科大学、韓方医科大学、歯科大学および薬学大学などの入学者のうち該当地域の高等学校を卒業した者（卒業予定者を含む）の数が学生募集全体人員の一定比率以上になるよう努めることとされているほか、優秀人材育成のための教育・研究環境の整備、奨学制度の充実が義務付けられ、産学官連携への協力に関しても努力義務が課されている。

2 地域均衡人材の雇用状況

公共機関における地域人材の採用制度には複数の選考方法が採られており、該当地域の人材の採用枠を設ける「地域割当制」、各機関が定める目標採用比率を達するように合格ラインを調整する「地域採用目標制」、該当地域の人材に加点する「加算点付与法」、選考自体を地域人材とそうでない人材で分けて実施する「地域人材別途選考」の4種類に分類される。地域均衡発展委員会（2015年）は、2014年度の採用制度別の採用結果を分析しているが、全採用者における地域人材の割合が最も多かったのは地域人材別途選考で16.9%、次いで地域採用目標制が13.4%、加算点付与法が11.1%、地域割当制が8.9%と続いた。

また、2015年度から3年間の地域均衡人材の雇用状況については表11のとおりであるが、全体の採用者に占める地域均衡人材の割合は、2015年度の12.4%から2017年度には14.2%に増加している。

表11 地域均衡人材の新規採用状況³⁰

地域	対象機関数	2015年度			2016年度			2017年度		
		全体	地域	(%)	全体	地域	(%)	全体	地域	(%)
合計	109	8,934	1,109	12.4	10,032	1,334	13.3	10,301	1,463	14.2
釜山	11	361	85	23.5	366	99	27	563	176	31.3
大邱	9	430	78	18.1	527	112	21.3	420	105	24.9
光州 全南	13	2,077	296	14.2	2,316	264	11.4	2,444	397	16.2
蔚山	7	297	30	10.1	797	58	7.3	1,193	54	4.5
江原	11	1,434	157	10.9	1,806	205	11.4	1,936	231	11.9
忠北	10	261	25	9.6	318	27	8.5	293	24	8.2
全北	6	472	73	15.5	765	100	13.1	755	109	14.4
慶北	8	1,970	192	9.7	1,449	252	17.4	990	185	18.7
慶南	10	735	80	10.9	881	99	11.2	1,088	126	11.5
済州	3	39	4	10.3	53	8	15.1	78	5	6.4
忠南	2	219	32	14.6	342	59	17.3	346	44	12.7
世宗	19	639	57	8.9	398	50	12.6	195	9	4.6

³⁰ 韓国国土交通部報道資料（2018.1.16）より筆者作成

特に釜山地域では、2017年度にはすでに30%を超えており、2017年度は大邱地域が24.9%、慶北地域が18.7%という高い割合を示している。ここから、東南圏地域で特に地域均衡人材の採用が進んでいることが分かるが、特に釜山市の採用比率が高い理由について、地域発展委員会は大卒人材よりも地域から採用しやすい高卒人材の採用割合が大きい企業の存在を挙げている。

3 地域均衡人材活用の課題

以上のように、地域均衡人材の採用は地域によって偏りはあるものの、少しずつ浸透しつつある。しかし、地方大学医・薬学部は4分の1は地域均衡人材育成法に基づいて勧告された募集割合を守っていないとの指摘³¹もある。

さらに、地方大学卒業者を優遇することで、首都圏の大学生の間では逆差別意識も高まっている。文化日報は、良い仕事に就けるように一生懸命勉強してソウルの大学を卒業したにもかかわらず、故郷の大邱で就職しようとする大邱の大学を卒業した学生が採用で優遇されたという学生を取り上げ、地元の小・中・高等学校を卒業しても首都圏の大学を卒業した場合は制度の恩恵を受けられない矛盾を指摘している³²。

これらの意見を受け、韓国国土交通部は、移転公共機関は地域の雇用確保と公共機関と地方大学の協力関係の構築のために導入されたものであるとした上で、地域均衡人材の範囲は市道の隣接地域にも拡大することができるようになっており、今後も意見を収斂しながら制度の継続的な補完と改善を図っていくと発表した。

また、韓国地方発展委員会は、同制度が本来、地方の不十分な教育環境や限られた就職先を原因として優秀な学生や卒業生が首都圏に流出する状況に歯止めをかけるために導入されたことを踏まえ、地域均衡人材であろうと首都圏から地域に移住してきた人材であろうと、地域の人口増加に寄与したのであれば均衡発展の側面からは目的を達成したとすることができるとし、優秀な人材を誘致するという観点では、より開放的な人材確保の方式を構築することが必要であると評価している³³。

³¹ 聯合ニュース (2017.10.30)

³² 文化日報 (2017.11.13)

³³ 韓国地域発展委員会「公共機関移転の地域発展効果分析及び極大化方案」

第4章 均衡発展政策に対応した地方の取組

以上、第2章から第3章にかけて見てきたように、韓国政府は首都圏への人口集中に伴う地方の衰退と首都圏の生活環境の悪化に対応するため、政府機能の地方移転や、革新都市・地域の特色を活かした産業戦略の展開等、先進的な取組を行ってきた。しかし、これらの政策は革新都市への人口流入をはじめ一定の成果を上げているものの、周辺市街地の衰退や、首都圏の大学を卒業した学生の就職への不満等、多くの矛盾も孕んでいる。

本章では、これらの成果や課題を受け、地方自治体において国の制度の活用及び課題への対応が、どのように行われているかについて、3つの事例を紹介する。

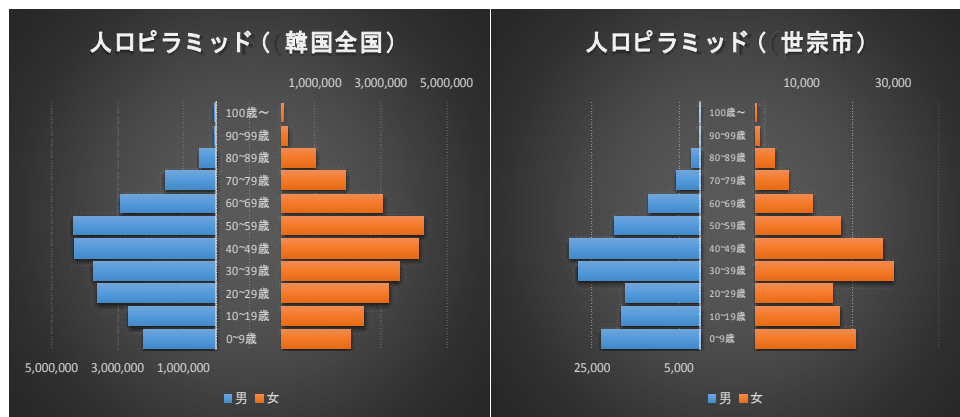
第1節 世宗市の出産奨励政策

1 世宗市の概要と現況

世宗市は、韓国で17番目の広域自治体として2012年7月に新たに発足した自治体である。第2章で述べたとおり、2018年12月現在、18部5処17庁の中央政府機関が世宗市に移転しており、その人口は発足した年の84,710人から7年で約3.7倍と急増している。

世宗市の人口ピラミッドは図9の右側のとおりとなっており、全国と比べて30代～40代の若い世代の割合が多いことが分かる。中でも10歳未満の割合が全世代中3番目に多いことは注目すべき点であり、2016年10月現在の合計特殊出生率は1.9人（全国1.24人）と全国平均を上回っている。これらは、世宗市に建設された行政中心複合都市に就労のため移転した生産年齢人口に相当する人が流入人口の大部分を占めることが大きな要因と考えられる。図9により世宗市が特殊な人口構成であることを見て取ることができる。

図9 世宗市と全国の人口ピラミッドの比較(2016年10月現在)³⁴



³⁴ 韓国・統計庁資料に基づいて筆者作成

2 世宗市の出産奨励政策

世宗市は国主導で2030年までに世宗市全体の人口が80万人となることを目標として掲げている。また、2016年の世宗市の平均年齢は31.9歳で、全国平均の40.1歳を8歳以上下回っている。これら、人口増加が急速であり、若い世代の人口が多い特性を活かし、世宗市では次のような出産奨励政策を実施している。

まず、一つ目は未婚男女の縁づくりイベントである。このようなイベントは日本でも各地で行われているが、特筆すべきなのは対象を世宗市所在の移転機関（政府機関や国の研究機関等）と行政中心複合都市内に所在する企業の従事者に限定している点である。2015年には年間4回の開催で141人のうち20組（28%）、2016年には10月までに8回開催して264のうち32組（24%）のカップルが成立している（成婚に至ったかは未追跡）。

2つ目に挙げるのは、すべての出産家庭に妊婦・新生児健康管理士を派遣する制度である。この制度は、2016年の導入時点で世宗市が全国で初めて取り入れた制度であり、同年1月から10月までの間に120人余りの健康管理士が1,089人の妊婦に産後ケアや新生児育児支援を行っている。

また、世宗市発足時は5か所しかなかった公立保育所をニーズに合わせて拡大し、2016年10月時点で27か所、2020年には50か所にまで増やすことを目標としているほか、養育者の負担軽減と養育環境の改善を目的に、子どもの遊び空間、多様な育児支援プログラムを実施する多目的ルーム、授乳室等³⁵を備えた「育児分かち合い場（原語：육아나눔터）」は、2016年10月時点における3か所から、2年間で10か所にまで拡大した。

3 新たな取組

世宗市は新たな取組として、『世宗「幸せママ」ワンストップ統合支援センター』（以下「ワンストップ支援センター」という。）の設置と『「心の安らぐ我が家」家庭を訪問する産後ケア支援』（以下「家庭訪問産後ケア支援」という。）の取組を打ち出した。ワンストップ支援センターは、2016年11月に設立され、健康、育児、再就職など13の分野別専門機関との連携により妊産婦のニーズの把握と支援を行うほか、妊産婦同士の育児に関する情報共有や生きがいを見つけられる居場所づくりを目的とした「幸せママカフェ」を運営し、コミュニケーションのための空間を造成する施策である。設立から2年後の2018年11月には世宗市保健所が「第3回地方行政革新ブランド課題協業フォーラム」において優秀事例として紹介され、2019年には新たなコンテンツとして、各種の子育て支援サービスへのアクセスの改善を図るアプリケーションの商用化の計画を発表している³⁶。

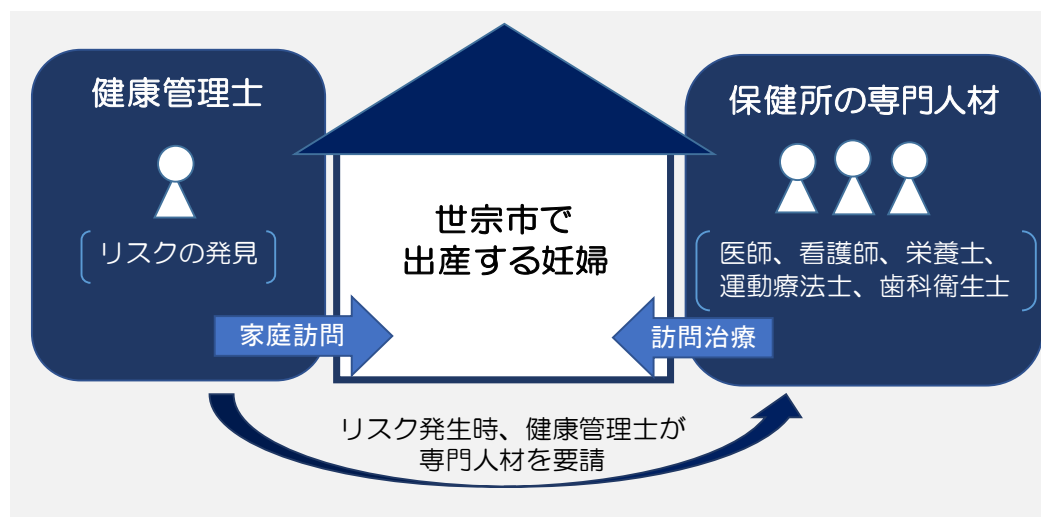
³⁵ 育児分かち合い場の備え付け設備は各施設によって異なる

³⁶ 韓国・仏教公ニュース（2018.11.27）より

一方、家庭訪問産後ケア支援では、健康管理士が保健所の専門人材チームと連携し、質の高い産後サービスを提供することを目的に世宗市で出産する妊婦を対象に家庭訪問を行ってあらゆるリスクの把握を行い、リスク発生時には当該健康管理士が適切に専門人材（医師、看護師、栄養士、運動療法士、歯科衛生士等）の派遣を要請して対応するものである（図 10 参照）。ソウル新聞（2017.6.21）の報道によると、所得にかかわらず域内の産婦全員を対象に最大で産後 20 日間まで家庭訪問することで授乳や座浴の指導、新生児の衛生管理、予防接種、栄養管理等のサービスを提供することとされており、全額市費で運営されるという。

以上のような取組は韓国内では先進的であり、世宗市は出産率の高い水準に対応することを通じて韓国内の出産奨励政策を先導していると言える。

図 10 家庭訪問産後ケア支援³⁷



第2節 全羅北道全州市の旧市街地再活性化

1 均衡発展政策下の全州市の現況

全羅北道は韓国有数の農業道であり、益山市には東北アジア唯一の国家食品クラスター³⁸が造成された食品産業の中心地であるほか、ソーラーや風力発電をはじめとする再生エネルギー産業の進んだ地域でもある³⁹。また、朝鮮王朝の始祖である李成桂の誕生地でもあり、歴史情緒漂う街並みが特徴的な地域である。このような特性に合わせ、全

³⁷ 2016 年日韓共同セミナー「日韓の自治体における少子化・人口減少への対応政策」の資料を参考に筆者作成

³⁸ 世界レベルの研究開発施設と多様な企業支援プログラムを備え、企業の高付加価値創出を支援する R&D・輸出志向型の食品専門産業団地（国家食品クラスターホームページより引用）

³⁹ 全羅北道庁ホームページ

(http://jp.jeonbuk.go.kr/index.jeonbuk?menuCd=DOM_000000403002000000)

州市と完州郡に跨る 9.9 平方 km の敷地に位置する革新都市には、農業科学分野 7 機関、金融 1 機関、空間・文化知識 4 機関の計 12 の公共機関が移転している状況にある。

革新都市建設以前の 1960～70 年代より、産業発展と急激な人口増加により韓国全土で中心都市の郊外に共同住宅が大量に建設されるようになり、マンションが一般的な住居として形成され始めた。全羅北道の中心都市であり道庁所在都市でもある全州市では、伝統家屋である韓屋（ハノク）と歴史遺産でもあるその街並みが衰退する現象が生じ、1970 年より段階的に保存の取組が行われたが、その後、都市開発の加速化と韓屋の老朽化に伴う生活環境の悪化によって保存の取組が一時中断し、韓屋の撤去と非韓屋建築物の拡大が始まった。このような状況を受け、伝統文化特区基本法及び事業計画に基づき、国内の代表的な伝統文化都市として育成する取組が始まったのは 1999 年のことである。

2 旧市街地「韓屋村」の再活性化

1999 年制定の伝統文化特区基本法では、まず、2000 年に伝統文化区域地区単位計画が樹立され、同計画に基づいて対象地域を住居、商業、公園、文化財、文化施設等の性格ごとに区分し、各地域の特性に合わせて具体的な計画が練られ、実行されることとなった。次に、韓屋の滅失を防止するために都市ガスの供給や韓屋の新築・改修にかかる補助金の支給をはじめとした住居環境の改善が行われた。2004 年制定の全州市韓屋保全条例では良好な韓屋が密集していた伝統家屋地区と郷校地区に一軒当たり最高 5,000 万ウォン、次いで太祖路地区に一軒当たり最高 3,000 万ウォンの支援規模としていたが、2007 年の改正で太祖路地区を同最高 4,000 万ウォンに引き上げ、ウネン路にも同最高 4,000 万ウォンの支援規模で拡大する等、容易に新築・改修できる環境が整った。

表 12 韓屋村主要事業概要⁴⁰

事業名	事業内容
韓屋村造成計画樹立	・基本及び事業計画、地区単位計画、韓屋保全支援条例制定
基盤施設及び街路景観整備	・太祖路、ウネン路等の街路整備 ・公共駐車場の造成 ・夜間景観の造成、梧木第台整備、テーマ観光路造成 ・交差点整備事業及び都市ガス供給
文化施設建立	・韓屋生活体験館、伝統酒博物館、工芸品展示館、工芸工房村、崔ミョンフェ文学館、観光案内所等の建設（13箇所）
韓屋建築物整備	・民間韓屋修繕及び新築補助金の支給 ・伝統韓屋地区の買収

また、景観を回復するため、訪問者の動線の多い場所に位置する老朽化した韓屋や非韓屋建築物を市が購入し、確保した敷地に文化施設や駐車場棟の公共文化施設を韓屋式で新築することによる大胆な街並みの改革を行った。

韓屋建築物の大規模な整備と太祖路等の伝統街路の整備、各種公共文化施設の設置等の取組により、韓屋村を訪れる観光客は大幅に増加することとなった。全羅北道発展研究院の元度淵（2010年）による観光客数推移は表13のとおりであるが、ここから、2005年以降に韓屋村を訪れる訪問客数は年間100万人を超え、全州市全体の観光客の30%以上を占めるようになったことが分かる。2000年に韓屋村の訪問客数が年間35万5,000人で全州市の観光客数の7.4%であったことと比較すると、韓屋村の整備が全州市の観光客数の増加に大きく寄与していることが分かる。この後も韓屋村の観光客数は増加し続け、2014年に592万8,000人、2017年には1,100万人を超える観光客が韓屋村に訪れている。訪問客の属性を分析すると、2017年はこれまで訪問が少なかった釜山市や大邱市、蔚山市、慶尚北道、慶尚南道の慶尚道地域からも150万人が訪れており⁴¹、これは2016年から約40%の増加である。今後も慶尚道地域をはじめ、国内外へのPRを継続していくことにより、増加していくものと思われる。

一方で、観光客数の増加は韓屋村内の商業建築物等、非住居建築物を増加させ、韓屋村に定住する人々の生活環境と景観は悪化しつつあると元度淵（2010年）は指摘しており、生活環境の保護と観光客誘致政策との両立が今後の課題となっている⁴²。

⁴⁰ 元度淵「全州韓屋村造成事業の都心再生成果及び改善策」より筆者翻訳

⁴¹ キョンヒャン新聞（2018.3.14）

⁴² 2010年時点で全712棟の建築物のうち、住居用建築物は70.9%（505棟）、非住居建築物が29.1%（207棟）を占めており、非住居用建築物のうち飲食店等の商業施設が94棟（全体の13.2%）であることが分かっている。住居用建築物の割合は事業推進前の1998年より17.5%減少している（元度淵「全州韓屋村造成事業の都心再生成果及び改善策」より）

表 13 全州市・韓屋村の観光客数推移（単位：千人）⁴³

	韓屋村	全州市	比率
2000	355	2,412	7.4%
2001	258	2,596	4.0%
2002	295	3,068	9.6%
2003	257	3,068	8.3%
2004	507	3,104	15.7%
2005	1,113	3,273	34.0%
2006	1,822	3,845	47.4%
2007	1,095	3,187	34.4%
2008	1,306	3,119	41.9%
2009	2,866	4,818	59.5%

図 11 全州韓屋村の韓屋による宿泊施設⁴⁴



3 道レベルでの人口減少を前提とした観光政策

現在、全州市は 2012 年にユネスコ食文化創造都市に指定されるとともに、英旅行雑誌『ロンリープラネット』ではアジア 3 大名所として紹介（2016 年 7 月発行）される等、世界から注目を浴びる観光都市に成長し、周辺地域の開発や革新都市開発の中でも活気を維持することに成功していると言える。

全州市が属する全羅北道が少子・高齢化により人口減少が進んでいく状況下で、道内

⁴³ 元度淵「全州韓屋村造成事業の都心再生成果及び改善策」より筆者翻訳

⁴⁴ クレアソウル事務所撮影（2017 年 10 月、クリアソウルセミナーにて）

の均衡発展と地域経済の活性化に向けて、道が打ち出している政策が「全北トータル観光政策」である。これは、道内のあらゆる観光資源を連結してリピーター客の増加を図り、観光競争力の強化を目指すものである。具体的には、導入時韓国国内初となる一枚の交通用カードで対象地域内を往来できる「全北ツアーパス」の導入や道内14市郡別の特化観光地の造成、生態資源にテーマを特化した「生態観光⁴⁵の育成」が挙げられ、特に生態観光地の育成においては、道内市郡におけるジオパークや湿地、農山漁村資源等、自然環境に関する観光地を選定して解説士を養成する等、森林資源や農村体験、国の認定を受けた地質公園を持つ全羅北道の特性を活かした取組と言える。

全羅北道は今後の課題の一つとして地域資源の再発見と再創造を挙げて、帰村・帰農希望者の誘致を通して観光コンテンツの発掘や観光サービスの人材の育成を模索していく必要があるとしており、全州韓屋村にとどまらず、道内全域で連携した活性化の取組が今後も展開されると見込まれる。

第3節 慶尚北道蔚珍郡の地域再生政策

1 蔚珍郡の現況と国の開発計画

蔚珍郡は慶尚北道の最北部に位置する人口 51,076 人⁴⁶、面積 989.44km²の基礎自治体である。北は江原道、東は海に面し、韓国唯一の天然温泉と豊かな休養林に恵まれた地域であり、ズワイガニやマツタケを特産としている。しかし、蔚珍郡の人口は年々減少しており、1970年代初頭には10万人を超えていた人口は2005年に6万人を切っておよそ半減し、少子高齢化による人口構造の急激な変化も深刻な状況となっている。李沼映⁴⁷はこの原因について、2011年現在で郡全体の人口の約27%（14,036人）が蔚珍邑⁴⁸に居住しており、その次が厚浦面（8,354人）、北面（7,234人）と続き、格差が大きいたった上で、人口面で見ると中心市街地である蔚珍邑の人口減少は緩やかであることから、周辺地域の衰退が全体の衰退を引き起こす要因であるとしている。

⁴⁵ 生態系が特に優良である又は自然景観が美しい地域で歴史・文化・景観に関する解説と農漁村体験、地域独特の文化体験と連携しながら学び、楽しむことができる自然と親和的な観光（韓国・国立公園公団ホームページによる）

⁴⁶ 2017年9月30日現在、蔚珍郡ホームページによる

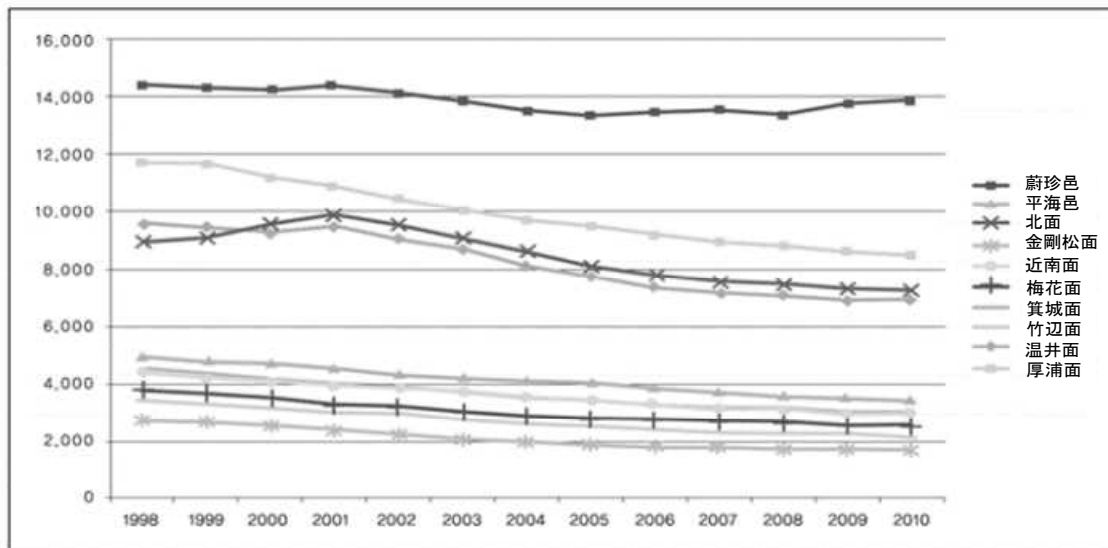
⁴⁷ 李沼映「地域衰退分析及び再生法案」（2012年）韓国地方行政研究院

⁴⁸ 蔚珍郡は2邑8面より構成される。邑、面は郡に属する行政区分で、邑には郡の事務所が置かれる。

図 12 蔚珍郡の行政区分⁴⁹



図 13 蔚珍郡邑面別の人口推移 (1998-2010)⁵⁰



これに対し、韓国政府は均衡発展政策の一環として慶尚北道白頭山大幹圏発展地域総合計画 (2012年～2020年)、慶尚北道東海岸広域圏開発計画 (2006年～2020年)、慶

⁴⁹ 蔚珍郡ホームページより筆者翻訳

⁵⁰ 李沼映「地域衰退分析及び再生法案」(2012年) 韓国地方行政研究院より筆者翻訳 (金剛松面、梅花面は原文ではそれぞれ西面、遠南面と記載されているが、2015年に2面とも改称しているため、改称後の名称で記載)

尚北道東海岸圏特定地域の指定及び開発計画（2008年～2017年）等の政策を実施し、産業クラスターの形成や東海岸の優美な景色を活用したリゾート開発等を推進してきた。しかし、李沼映は、これらの中央政府レベルでの地域発展政策は、主に環東海圏発展と連携した開発計画であり、環東海圏全体の経済面における競争力強化に重点を置いたものであったため、郡レベルの衰退に取り組むための戦略は採られて来なかったと指摘している。

2 農漁村の活性化政策

上記のような状況を受け、蔚珍郡は自律的な取組として衰退市街地である平海邑を対象にした「蔚珍郡小都邑育成支援条例」を制定して域内に施設を建築する場合に住宅法や駐車場法、国土計画法の基準を緩和することで施設の建築を推進しているほか、農漁村の人口対策を行っている。具体的には帰農者支援制度や農漁村の居住している未婚男性の国際結婚を支援する取組に加え、都市部や海外からの人口の流入を目指す「ワールドハウス村造成事業」を展開する等、特に人口減少の傾向が顕著に表れている農漁村の活性化に力を入れてきた（表14参照）。

また、2019年からは農村住宅改良事業として老朽化した住宅の改良に最大1億ウォン、帰村した人等を対象にして新築に最大2億ウォンを固定金利（2%）または変動金利の選択制で融資する政策を行うこととしている。蔚珍郡庁は、「老朽住宅の改良と村のあらゆる場所に放置された空き家を速やかに整備し、快適な農漁村住居環境改善を通じた郡民の生活の質の向上に最善を尽くす」と述べ、空き家対策と農漁村における生活環境の改善へ向けた意欲を示した。蔚珍郡は2月中旬までに対象者を選定し、3月からの本格的な運用を予定している。

表 14 蔚珍郡の人口社会部門における事業⁵¹

事業名	事業内容
ワールドハウス村造成 (2012~2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市民及び外国人農村流入を促進するため、農村人口誘致及び地域活性化企図（国費14億、地方費6億） ・箕城面サドウン里～箕城里／庭園村造成、韓屋村、テーマ住宅団地造成
蔚珍青少年総合文化センター建設 (2011~2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年のための未来型教育空間提供 ・広域市・道特別会計事業
ポステック海洋大学院誘致 (2011~2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・平海邑テクサン里にポステック海洋大学院蔚珍キャンパスを設立 ・道110億、郡478億、ポステック232億
原子力マイスター校推進 (2011~2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所専門人材養成のための平海工業高校を原子力マイスター校として育成 ・原子力関連企業就業及び雇用創出企図 ・教科部マイスター校育成事業、韓国水力原子力支援事業
蔚珍ビレッジスクール運営	<ul style="list-style-type: none"> ・蔚珍郡管内高校の劣悪な教育環境を改善し、地域人材養成のためのオンライン受講及び個別コンサルティングを実施
自立的公立高校支援	<ul style="list-style-type: none"> ・公立高校である蔚珍高校等、別途予算支援により教育インフラ改善及び増進に寄与（道80億、郡1,575億） ・教育経費補助金、寄宿系高校運営費支援、外国人講師採用支援等

3 取組に対する評価と今後の課題

対策が採られた背景について、李沼映は 2005 年と 2010 年を比較して衰退水準がさらに深刻化したとし、特に産業経済分野において衰退の傾向が顕著であると分析している。その上で、帰農や結婚移住等の単純な人口誘致戦略では根本的な解決にならず、産業経済分野の強化を通じた活性化が必要であるとし、温泉資源の豊かな北面と温井面を中心とする温泉村の再生により観光産業を活発化させることを提案している。

しかし、他地域へのアクセスが不便であることにより、観光産業は厳しい側面もある。蔚珍郡は現在、「蔚珍郡 2020 戦略プロジェクト」として各種開発を進めており、鉄道（東海線）の敷設に伴う蔚珍駅周辺の開発や道路の開設・改良、周辺農漁村への都市計画道路の整備、沿線における観光施設の整備等が含まれている。本プロジェクトにより、2020 年にかけてインフラ整備を行い、周辺地域の急激な衰退と他地域へのアクセスの不便さという弱点を克服することにより地域の活性化を企図している。

⁵¹ 李沼映「地域衰退分析及び再生法案」（2012 年）韓国地方行政研究院より筆者翻訳

第5章 大韓民国における今後の地域発展政策の展望

第1節 前章までの総括と文在寅政権の戦略

ここまで、韓国における均衡発展政策と地方の取組について紹介してきた。第1章では韓国における人口減少の状況と地域の衰退について、第2章から第3章にかけては1960年代よりソウル・釜山を中心とした国土軸の形成、地域資源の開発やグローバル化による地方への活力の分散、首都機能の移転と革新都市の開発という段階を踏んで政策が推進された経緯について紹介した。世宗市の設立と革新都市開発をはじめ、韓国政府主導の均衡発展政策は、移住を促進し、首都圏と地方間の人の往来を活発にする等、一定の効果をあげていると言える。しかし、一方で郊外の開発による旧市街地の衰退や地方人材の雇用促進による不公平感、地域性の喪失等の問題を生み出しているほか、人口は移動したもののそれに見合う生活環境の整備が遅れているという指摘もある。加えて、中央政府の求める発展の姿と基礎自治体レベルの求める発展の姿が合致せず、かえって取り残されて衰退を深刻化させた地域もある。そこで、第4章では政府主導の均衡発展政策が地方に与えた両面の影響と、それを活用又は克服するための地方自治体の対応について紹介した。しかし、ここで対策を紹介した全州市や蔚珍郡のように先進的な方策を試みている自治体は韓国の中でもごく一部に過ぎず、より衰退が深刻化し、その状況を止める解決策を見いだせずにいる自治体も多く存在する。実際に、首都圏への人口流入と地域の衰退は今も続いている。

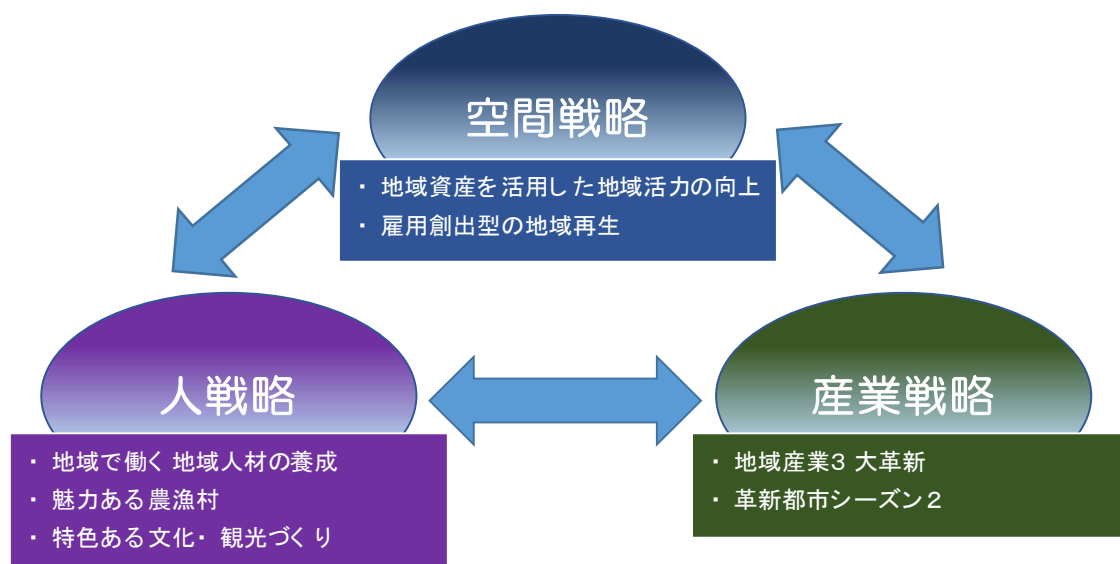
2017年5月に就任した文在寅大統領は就任直後、5つの国政課題の一つとして「均衡発展する地域」を挙げ、中央政府の権限を地方自治体へ移譲と地方財政の拡充を通して地方分権を推進するとともに、住民自治を拡大することで「草の根民主主義」を具現化するとした。また、地域の潜在力を最大限に引き出し、自立的成長基盤を整えることで経済的な地域間格差を解消することにも意気込みを見せた。

2018年2月に政府が発表した「文在寅政府国家均衡発展ビジョンと戦略」が空間戦略、産業戦略、人戦略の3つの柱で新しい均衡発展の戦略が構成されていることは第2章第1節でも述べたが、2019年1月には国家均衡発展委員会をはじめとする20の関係省庁、17の市道等が参画して策定した「第4次国家均衡発展5ヵ年計画」が閣議の審議を通過した⁵²。この計画では、まず、「人」が集まるような教育・文化・保健・福祉環境の改善に5年間で51兆ウォンを投入して国公立保育園の拡充や文化基盤施設の整備を行う。次に「空間」に活力を吹き込むため、若者の農漁村での雇用を促進するための「スマートファーム革新バレー」（4箇所）と「スマート養殖団地」（2箇所）、その他の拠点構築に5年間で66兆ウォンを投入する。さらに、「産業」の活力を取り戻すため、雇用創出に56兆ウォンを投入するとした（図14参照）。国家均衡発展委員会はこの計画の履行実績を毎年評価して予算の配分を行うとともに、地域発展と生活の質の向

⁵² 中央日報（2019.1.29）

上を総合した均衡発展総括指標を策定する予定としている。

図 14 文在寅政権の国家均衡発展戦略のイメージ⁵³



第2節 今後の展望

最後に、これまでの分析を踏まえて、今後の韓国の地方発展の展望について考察したい。なお、ここで文中意見にわたる部分は、個人的見解であることを申し添える。

韓国では、日本と異なり、これまで中央政府主導で政府関係機関の移転や道路の拡張、高層集合住宅の建築等、公共インフラの整備を中心とした地方政策が行われ、その結果、人口が移動し、消費、医療、教育をはじめ生活環境も後を追うように整備されつつある。それでも首都圏への一極集中は進行し続けており、歯止めがかからない状況である。そこには、学歴社会がもたらす首都圏志向や首都圏と地方との近接性等、社会的な要因も影響していると考えられるが、今後の韓国の地方活性化において必要なのは、公共インフラの整備に加え、地域の独自性を守り、育てていくことと、それを地域外に発信していくPR戦略である。今、韓国で革新都市として開発された地域を実際に歩いてみると、立派な建物が立ち並び、広々とした道路が整備され、ソウルの中心部を歩いているのときほど変わらない景色が広がっている。一方、車や歩く人はまだらで、そこには違和感を覚える。

日本では「アンテナショップ」の展開や「ふるさと納税制度」、「地域おこし協力隊」をはじめ、都市部に住む地方ファンをターゲットに寄付や地方への呼び込みを図る制度

⁵³ 地域発展委員会「文在寅政府国家均衡発展ビジョンと戦略」2018年より筆者作成

が導入されて久しい。また、全国に展開する「道の駅」は単なるドライバーの休憩所としてだけでなく、地元と訪問客の結節点としての役割を果たしている。民間レベルではご当地キャラクターや B 級グルメ等、海外では見られないような地方活性化の取組も行われている。これらの取組は、時として当初は想定していない形で利用され始め、弊害を生じることがあるのは残念な点であるが、それでも、これらの官民の取組によって日本の地方に対する関心は韓国より高いのではないかと感じている。一方で、韓国のような中央政府主導で首都機能を移転したり、必要性に時として疑問・議論の余地がある公共インフラを次々と整備したりすることは日本では出来ないであろう。

近年、人口減少を前提とした地方の担い手づくりにおいて、「関係人口」という概念が生まれた。これは定住人口でも、単なる観光や出張で訪問した「交流人口」でもない、地域と多様な関わり方をする人々を差す言葉であるが、この関係人口を増やすためには地方の“ファン”がいることが前提となる。ある地域の人や物、風景、ストーリー等に惚れ込んで、「関わりたい」と思ってもらえるような仕掛けをつくることが必要となる。これからの韓国の地方活性化においては、政府主導の政策のみに頼るのではなく、それらを活用しながら地方ファンの獲得に資するような地方独自の取組を進め、資源の発掘と PR 戦略を通じて、いかに国内外から必要とされる地域を創造していくかということが、これまでの均衡発展政策の効果をより増大させる上で重要になるのではないかと考える。

【関係法令】

国家均衡発展特別法【抜粋】

[施行 2018.9.21] 法律第 15489 号, 2018.3.20 一部改正

第 1 条(目的)

この法は、地域間の不均衡を解消し、地域の特性に合った自律的發展を通じて国民生活の均等な向上と国家均衡發展に資することを目的とする。〈改正 2014.1.7, 2018.3.20〉

第 2 条(定義)

この法律で使用する用語の意味は次の通りである。

〈改正 2011.5.19, 2014.1.17, 2015.7.24, 2017.3.21, 2018.3.20〉

1. 「国家均衡發展」とは、地域間の發展の機会均等を促進し、地域の自律的發展力を増進することで暮らしの質を向上し、持続可能な發展を図ることで全国の個性がよく守られ、生き生きと暮らせる社会を実現することをいう。

1 の 2. 「地域革新」とは、地域の人的・物的資源開発と科学技術、産業生産、企業支援、文化、金融などの分野で地域別の環境と特性に応じて地域の發展力を創出・活用・拡散させることをいう。

第 3 条(国及び地方自治体の責務)

国及び地方自治体は、地域間の均衡ある發展と地域の特性に合った自立的發展のために必要な予算を確保し、地域主導の関連施策を樹立・推進しなければならない。〈改正 2014.1.7, 2018.3.20〉

第 4 条(国家均衡發展 5 カ年計画の樹立)

国は、国家均衡發展を促進するために、第 5 条第 1 項による部門別發展計画案と第 7 条第 1 項による市道發展計画に基づき、5 年を単位とする国家均衡發展 5 カ年計画(以下「国家均衡發展計画」という。)を樹立する。〈改正 2014.1.7, 2018.3.20〉

②国家均衡發展計画には次の各号の事項が含まなければならない。〈改正 2014.1.7, 2018.3.20〉

1. 国家均衡發展の目標に関する事項
2. 地域革新体系の構築及び活性化に関する事項
3. 住民生活基盤の拡充及び地域發展力の強化に関する事項
4. 地域産業の育成及び雇用創出など地域經濟の活性化に関する事項
5. 地域の教育環境改善及び人材養成に関する事項
6. 地域の科学技術振興に関する事項

7. 国家均衡発展拠点育成及び交通・物流網拡充に関する事項
8. 地域の文化・観光育成及び環境保全に関する事項
9. 地域の福祉及び保健医療拡充に関する事項
10. 地域金融活性化に関する事項
11. 成長促進地域、特殊状況地域及び農山漁村等の開発促進に関する事項並びに農山漁村と都市間の格差緩和に関する事項
12. 公共機関等の地方移転及び革新都市活性化に関する事項
13. 国家革新融複合団地の指定・育成に関する事項
14. 地域発展投資協約の締結などに関する事項
15. 投資財源の調達に関する事項
16. その他国家均衡発展のために必要な事項

第5条(部門別発展計画案及び施行計画の樹立)

中央行政機関の長は、関係中央行政機関の長及び特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事、特別自治道知事(以下「市道知事」という。)と協議し、5年を単位とする部門別発展計画案を樹立する。〈改正 2014.1.7〉

第7条(市道発展計画の樹立)

市道知事は、当該市道の特性ある発展と競争力向上のために、関係中央行政機関の長と協議し、5年を単位とする市道発展計画(以下「市道計画」という。)を樹立する。〈改正 2014.1.7〉

②市道の計画には、次の各号の事項が含まなければならない。〈新設 2014.1.7, 2017.10.31, 2018.3.20〉

1. 市道別発展目標に関する事項
 - 1の2. 直前の市道計画の推進実績及び成果等評価結果に関する事項
2. 市道別の現況及び環境分析に関する事項
3. 地域革新体系の構築及び活性化に関する事項、産業育成及び雇用創出、国家革新融複合団地の指定・育成、地域教育環境の改善及び人材養成、科学技術振興、国家均衡発展拠点育成及び交通・物流網の拡充に関する事項
4. 文化・観光の育成及び環境保全並びに福祉・保健医療の拡充に関する事項
5. 市道内の地域間の不均衡解消に関する事項
6. 市道間の連携・協力発展に関する事項
7. 地域金融活性化に関する事項
8. 地域発展投資協約の締結に関する事項
9. 投資財源の調達に関する事項

10. その他市道発展のために必要な事項

③市道知事は、市道計画を効率的に推進するために、毎年市道発展施行計画(以下「市道施行計画」という。)を樹立しなければならない。〈新設 2014.1.7〉

第8条(施行計画の協議・調整)

中央行政機関の長又は市道知事は、他中央行政機関の部門別施行計画又は他の市道の施行計画が、その中央行政機関又は市道の施行に支障を与える又は与える恐れがあると認めるときは、大統領令で定めるところにより相互協議・調整しなければならない。この場合、国家均衡発展委員会は当該中央行政機関の長または市道知事に関連意見を提示することができる。〈改正 2014.1.7, 2018.3.20〉

第9条(施行計画の評価など)

国家均衡発展委員会は、毎年部門別施行計画、市道施行計画及び第18条の2による国家革新融合複合団地の推進実績を評価しなければならない。〈改正 2014.1.7, 2018.3.20〉

第9条の2(地域革新体系の構築) 本条新設 2018.3.20

国及び地方自治体は、地域の環境と特性に適した地域革新体系を構築するために、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。

1. 地域革新体系の類型開発に関する事項
2. 産・学・研協力の活性化に関する事項
3. 地域革新のための専門人材の養成に関する事項
4. 技術及び企業経営に対する支援機関の拡充に関する事項
5. 大学・企業・研究所・非営利団体・地方自治体等の交流・協力の活性化に関する事項
6. 地域革新関連事業の調整及び連携運用に関する事項
7. その他地域革新体系の構築及び活性化のために必要な事項

第10条(住民生活基盤の拡充と地域発展力の強化)

国及び地方自治体は、地域の環境と特性を考慮した住民生活基盤の拡充と地域発展力の強化のために、次の各号の施策を推進しなければならない。〈改正 2014.1.7, 2018.3.20〉

1. 住民生活基盤の拡充及び地域共同体及び地域間連携の活性化に関する事項
2. 市道及び広域協力権の競争力向上に関する事項
3. 首都圏発展による影響分析を考慮した地方と首都圏の共存発展に関する事項

②国及び地方自治体は、第1項の施策を推進する際、地域産業の育成、人材育成、科学技術振興、交通・物流施設の拡充、文化・観光の育成、環境保全、福祉・保健医療の拡充等、関連部門の持続可能性を考慮して体系的に連携し、関連部門に対する財政支援及び規制緩和を推進しなければならない。〈改正 2014.1.7〉

第11条(地域産業育成及び雇用創出など地域経済活性化促進)

①市道知事は関係中央行政機関の長、管轄区域の市郡区の市長・郡守(広域市の郡守を含む。以下同じ。）・区長(自治区の区庁長をいう。以下同じ。)と協議し、次の各号の要件を満たす産業を当該市道の地域特化産業と当該広域協力圏の広域協力圏産業として選定することができる。〈改正 2014.1.7, 2018.3.20〉

1. 国家の成長潜在力と経済成長に寄与度が高い産業
2. 地域雇用創出及び競争力強化に中心的役割を果たす産業
3. 地域の発展力を強化できる産業

②国及び地方自治体は、地域特化産業及び広域協力圏産業を育成するために、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。〈改正 2014.1.7, 2018.3.20〉

1. 地域特化産業及び広域協力圏産業の構造高度化並びに投資誘致の促進に関する事項
2. 地域特化産業及び広域協力圏産業の集積並びに活性化に関する事項
3. 地域特化産業及び広域協力圏産業の発展のための基盤拡充に関する事項
4. 地域特化産業及び広域協力圏産業の育成に必要な産業立地基盤施設の拡充に関する事項
5. その他地域特化産業及び広域協力圏産業の育成のために必要な事項

③国及び地方自治体は、地域産業の育成及び地域経済の活性化のために、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。〈改正 2014.1.7, 2018.3.20〉

1. 地域特性に応じた中小企業の創業環境の改善に関する事項
2. 地域の情報化促進及び情報通信振興に関する事項
3. 地域の雇用創出及び国内外の企業投資誘致活動支援に関する事項
4. 地域特性による産業の支援及び関連機関間の交流協力に関する事項
5. その他地域企業の育成及び地域投資活性化など地域産業の育成のために必要な事項

第12条(地域教育環境の改善と人材養成)

①国及び地方自治体は、地域の教育環境の改善と国家均衡発展に必要な優秀人材の養成のために、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。〈改正 2014.1.7, 2018.3.20〉

1. 地方大学(首都圏ではない地域にある高等教育法第2条各号による学校をいう。以

下同じ。)と産業体間の産学協同による雇用促進に関する事項

2. 首都圏ではない地域にある小中等教育法第2条第3号による高等学校又はこれに準ずる学力を認められる学校の卒業生又は卒業予定者に対する地方大学入学支援に関する事項

3. 地方大学卒業生又は卒業予定者に対する地方大学の大学院入学優待及び国家・地方自治体・公共機関等の雇用優遇を含む採用奨励に関する事項

4. 地方大学優秀卒業生の地域定着のための支援に関する事項

5. 地方大学特性化及び地方大学の大学院教育・研究力強化並びに産学研協力強化に関する事項

6. 地域小学校・中学校・高等学校(小・中等教育法第2条各号による学校をいう。以下同じ。)の教育環境改善に関する事項

7. 地方大学の力量強化及び教育改善支援に関する事項

8. その他地域教育環境改善及び地域人的資源開発に必要な事項

第13条(地域科学技術の振興) 本条新設 2018.3.20

国及び地方自治体は、国家均衡発展に必要な科学技術の振興のために、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。

1. 地域の科学技術研究・教育機関の育成に関する事項

2. 国家均衡発展のための研究開発の促進に関する事項

3. 地域の研究開発人材の拡充など科学技術力量の向上に関する事項

4. その他地域の科学技術振興のために必要な事項

第14条(国家均衡発展拠点育成及び交通・物流網拡充)

国及び地方自治体は、国家均衡発展及び地域間の協力促進のために必要な国家均衡発展拠点育成及び交通・物流網拡充のために、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。〈改正 2017.12.26, 2018.3.20〉

1. 行政首都後継対策のための燕岐・公州地域行政中心複合都市建設のための特別法による行政中心複合都市(以下「行政中心複合都市」という。)、革新都市造成及び発展に関する特別法による革新都市(以下「革新都市」という。)、企業都市開発特別法による企業都市(以下「企業都市」という。)、発展拠点都市の育成及び発展に関する特別法による革新都市並びに背後産業及び地域との連携に関する事項

2. 経済自由区域の指定及び運営に関する法律による経済自由区域(以下「経済自由区域」という。)の活性化に関する事項

3. 国家均衡発展拠点間連携強化のための道路及び鉄道等地域交通・物流網の拡充に関する事項

第 15 条(地域文化・観光の育成及び環境保全)

国及び地方自治体は、地域の文化・観光育成及び環境保全のために、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。〈改正 2014.1.7, 2018.3.20〉

1. 地域の文化及び観光資源の開発・基盤造成に関する事項
2. 地域の文化及び観光に関連する専門人材の養成に関する事項
3. 地域の文化及び観光産業の活性化に関する事項
4. 地域間の文化格差の解消に関する事項
5. 地域固有の精神文化及び地域価値の発掘・宣伝に関する事項
6. 地域生態復元、自然環境の保全及び活用に関する事項
7. その他地域の文化・観光育成及び環境保全のために必要な事項

第 15 条の 2 (地域の福祉及び保健医療の拡充)

国及び地方自治体は、地域の福祉及び保健医療の拡充のために、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。

1. 地域特性を反映した福祉伝達体系の構築に関する事項
2. 保健医療脆弱地域に対する公共医療伝達体系及び応急医療体系の構築及びその品質向上に関する事項
3. 地域社会健康増進・健康管理サービス及び社会サービス拡大に関する事項
4. 地域社会における医療人材の育成に関する事項
5. 地域保健医療機関の拡充及び整備に関する事項
6. その他地域の福祉及び保健医療拡充のために必要な事項

第 16 条(成長促進地域等の開発)

国及び地方自治体は、成長促進地域、特殊状況地域、農山漁村などの生活環境を改善し、特性に合った発展を促進するために、次の各号の事項に関する施策を推進しなければならない。〈改正 2018.3.20〉

1. 交通網など地域社会基盤施設の拡充に関する事項
2. 住民の所得創出基盤の拡充に関する事項
3. 特性ある郷土資源の開発及び活用に関する事項
4. 都市環境の改善及び教育・医療・福祉の増進に関する事項
5. その他成長促進地域、特殊状況地域及び農山漁村などの開発のために必要な事項

第 17 条(産業危機対応特別地域の指定) 本条新設 2017.3.21

市・道知事は、管轄行政区域の全部または一部を産業危機対応特別地域に指定を受けようとする場合、産業通商資源部長官に指定対象行政区域及び支援内容を記載して産業危機対応特別地域の指定を申請しなければならない。

第 17 条の 2 (産業危機対応特別地域に対する支援等) 本条新設 2017.3.21

産業通商資源部長官及び関係中央行政機関の長は、第 17 条第 2 項により決定された事項を所管別に産業危機対応特別地域に対して支援を行わなければならない。

[施行日:2019.7.9]

第 17 条の 3 (産業危機対応特別地域の指定解除) 本条新設 2017.3.21

産業通商資源部長官は、第 17 条第 2 項による支援期間中であっても産業危機対応特別地域の経済状況が好転して支援の必要性がなくなった場合、大統領令で定めるところにより、関係中央行政機関と協議して、その指定を解除することができる。

②産業通商資源部長官は、第 1 項により指定が解除された場合には、指定解除事項を官報に公告しなければならない。

第 17 条の 4 (国庫補助金の引き上げ支援) 本条新設 2019.1.8

国は、産業危機対応特別地域に補助金を支援する事業のうち大統領令で定める事業については、国の補助金を、補助金管理に関する法律第 10 条による差等補助率及び他の法律による補助率にもかかわらず、大統領令で定める補助率によって引き上げて支援することができる。[施行日:2019.7.9]

第 18 条(公共機関の地方移転及び革新都市活性化)

国は、首都圏にある公共機関のうち大統領令で定める機関(以下この条で「移転対象公共機関」という。)を段階的に地方に移転(首都圏ではない地域への移転をいう。以下同じ。)するための公共機関地方移転及び革新都市活性化のための施策(以下「革新都市施策」という)を推進しなければならない。<改正 2018.3.20>

②国は、革新都市施策を推進するときは次の各号の事項を考慮しなければならない。<改正 2018.3.20>

1. 地方自治体の誘致計画及び支援に関する事項
2. 移転対象公共機関別地方移転計画に関する事項
3. 革新都市活性化及び近隣地域との相生発展に関する事項
4. その他国家均衡発展のために必要な事項

第 18 条の 2 (国家革新融複合団地の指定) 本条新設 2018.3.20

市道知事は管轄行政区域の行政中心複合都市、革新都市、企業都市、経済自由区域など大統領令で定める区域・地区・団地・特区の一部を国家革新融複合団地に指定を受けよ

うとする場合、産業通商資源部長官に国家革新融複合団地の指定を申請しなければならない。

第 18 条の 3 (国家革新融複合団地の育成) 本条新設 2018.3.20

国及び地方自治体は、国家革新融複合団地において次の各号を推進しなければならない。

1. 国内外の企業の投資促進のための行政的・財政的支援に関する事項
2. 大学・研究所・企業が共同で参加する研究開発支援に関する事項
3. 新産業を育成するために必要な規制改善及び制度的環境づくりに関する事項
4. 公共機関を活用した地域の産業生態系造成及び研究開発支援に関する事項
5. その他国家均衡発展計画に従って推進される施策の中で国家革新融複合団地の育成のために必要な事項

第 19 条(企業及び大学の地方移転)

国及び地方自治体は、首都圏のうち市郡区別に人口過密、産業立地、産業集積等を考慮して大統領令で定める地域にある企業が地方に移転する場合、財政的・行政的事項等に関する支援ができる。

②国及び地方自治体は、首都圏(成長促進地域及び特殊状況地域は除く。)にある大学が地方に移転する場合、財政的・行政的事項などに関する支援ができる。

第 20 条(地域発展投資協約の締結等)

国及び地方自治体は、国家及び地方自治体間並びに地方自治体間の相互の均衡発展のための事業を共同で推進するために、事業内容及び投資分担などが含まれた地域発展投資協約(以下「地域発展投資協約」という。)を締結することができ、地域発展投資協約を締結するためには、国家均衡発展委員会の審議・議決を経なければならない。〈改正 2018.3.20〉

第 21 条(国家均衡発展計画に関する年次報告)

国は、前年度国家均衡発展主要施策の推進現況と成果に関する報告書を作成し、毎年定期会開会前までに国会に提出しなければならない。〈改正 2018.3.20〉

新行政首都後続対策のための燕岐・公州地域行政中心複合都市建設のための特別法【抜粋】

法律第 15734 号, 2018.8.14 一部改正

第 1 条(目的)

この法は、首都圏の過度な集中による副作用を解消するために、新たに造成する行政中心複合都市の建設方法及び手続を規定することで、国家の均衡発展及び国家競争力の強化に資することを目的とする。

第2条(定義)

この法律で使用する用語の意味は、次の通りである。

1. 「行政中心複合都市」とは、第16条の移転計画により中央行政機関及びその所属機関(以下「中央行政機関等」という。)を移転し、行政機能が中心となる複合都市として新たに建設する都市であり、第2号による予定地域と第3号による周辺地域で行われる地域をいう。ただし、第5条により法律で行政区域が定められる場合には、その地域をいう。
2. 「予定地域」とは、第16条の移転計画による中央行政機関等の移転及びそれに伴う市街地造成のために、第11条及び第12条により指定・告示された地域をいう。
3. 「周辺地域」とは、予定地域と接している地域であって、予定地域の開発によって影響を受け得る地域のうち、計画的な管理が必要と認められ、第11条及び第12条により指定・告示された地域をいう。

第3条(国及び地方自治体の責務)

国は、行政中心複合都市が首都圏の過密解消及び国家均衡発展を先導し、その求心的役割を遂行できる方向に建設するよう努力しなければならない。

②地方自治体は、行政中心複合都市建設のためにこの法によって実施される各種手続又は措置に協力しなければならない。

第4条(国家均衡発展施策の並行推進)

国は、全国各地域が地域の特性によってくまなく発展する国土環境を造成するために、公共機関の地方移転、首都圏発展対策、立ち遅れた地域の開発、地方分権など国家均衡発展施策を行政中心複合都市建設とともに推進しなければならない。

第6条(行政中心複合都市建設のあり方)

国は、次の各号の特性が具現される方向に行政中心複合都市を造成しなければならない。

1. 国家均衡発展を先導できる行政機能中心の複合型自足都市
2. 自然と人間が調和する快適なエコ都市
3. 利便性と安全性をともに備えた人間中心都市
4. 文化と先端技術が調和する文化・情報都市

第 19 条(基本計画の樹立)

国土交通部長官は、行政中心複合都市建設に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を樹立しなければならない。

②基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

1. 行政中心複合都市建設事業の概要
2. 人口配置及び土地利用の基本構想
3. 移転対象の中央行政機関等の配置方向
4. 都市交通及び景観・環境保全のあり方
5. 教育・文化・福祉施設設置のあり方
6. 道路、上下水道等の主要基盤施設の設置のあり方
7. 財源調達方案
8. 第 20 条による開発計画樹立の指針
9. その他大統領令で定める事項

革新都市造成及び発展に関する特別法【抜粋】

[施行 2018.4.25] [法律第 14937 号, 2017.10.24 一部改正]

第 1 条(目的)

この法は、国家均衡発展特別法第 18 条に基づく公共機関地方移転及び革新都市活性化のための施策等に基づき、首都圏から首都圏ではない地域へ移転する公共機関等を収容する革新都市の造成のために必要な事項、当該公共機関及びその所属職員に対する支援に関する事項並びに革新都市を地域発展の拠点に育成・発展させるのに必要な事項を規定することにより、公共機関の地方移転を促進し、国家均衡発展と国家競争力の強化に資することを目的とする。〈改正 2017.12.26, 2018.3.20〉

第 2 条(定義)

この法で使用する用語の定義は次の通りである。〈改正 2009.4.22, 2012.1.17, 2014.1.7〉

1. 「公共機関」とは、国家均衡発展特別法第 2 条第 9 号の機関をいう。
2. 「移転公共機関」とは、首都圏から首都圏でない地域に移転する公共機関(第 29 条第 1 項ただし書の規定により個別移転する公共機関を含む。)として大統領令が定める機関をいう。
3. 「革新都市」とは、移転公共機関を収容し、企業・大学・研究所・公共機関などの機関が緊密に協力できる革新環境と、質の高い住居・教育・文化などの定住環境を整えるように同法によって開発する未来型都市をいう。

第4条(移転公共機関地方移転計画の樹立)

移転公共機関の長は、次の各号の事項を含む地方移転計画を樹立しなければならない。

1. 移転の規模及び範囲に関する事項
2. 移転時期に関する事項
3. 移転費用の調達方案に関する事項
4. その他大統領令が定める事項

②第1項の規定による地方移転計画は、首都圏にある移転公共機関の本社又は主な事務所及びその機能遂行のための組織を地方に移転することを目的に樹立しなければならない。

第5条(地方自治体の移転支援計画の樹立)

移転公共機関が移転する地域の広域市長、道知事、特別自治道知事(以下「市道知事」という。)は、移転公共機関が移転する地域の市長・郡守又は区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同じ。)と移転する移転公共機関の意見を聞いた上で、当該移転公共機関及びその所属職員に対する支援事項を含む移転支援計画を樹立しなければならない。

第5条の2(革新都市総合発展計画の樹立・施行等)

国土交通部長官は、革新都市の発展を促進するため、第3項による革新都市別発展計画に基づき、5年ごとに革新都市総合発展計画(以下「総合発展計画」という。)を樹立・施行しなければならない。〈改正 2017.12.26〉

②総合発展計画には、次の各号の事項が含まれるべきである。〈改正 2017.12.26〉

1. 革新都市を国家均衡発展のための拠点として育成・発展させるための戦略
2. 革新都市の文化・教育・福祉・保健医療等定住環境づくりに関する事項
3. 革新都市内の産・学・研クラスター構築、移転公共機関連携地域産業の育成など、地域経済の活性化に関する事項
4. 地域人材の養成に関する事項
5. 革新都市のスマート都市構築に関する事項
6. 旧都心など近隣地域との相互発展に関する事項
7. 革新都市発展のための関係中央行政機関、地方自治体、公共機関などの役割分担に関する事項
8. 事業間の連携、財源調達及び事業管理に関する事項
9. その他革新都市の発展に必要な事項として大統領令で定める事項

第 29 条(移転公共機関の地方移転)

移転公共機関は、革新都市に移転することを原則とする。ただし、地域の特性と移転公共機関の特殊性が認められる場合には、国土交通部長官が移転公共機関と移転公共機関が移転する地域の市道知事の意見を聞き、国家均衡発展特別法第 22 条により国家均衡発展委員会の審議を経て、革新都市外に個別移転を認めることができる。

〈改正 2008.2.29, 2009.4.22, 2012.1.17, 2013.3.23, 2018.3.20〉

②第 1 項により革新都市外に個別移転する公共機関の長は、個別移転にかかる業務施設新築のために必要な場合、土地等を収容又は使用することができる。〈新設 2012.1.17〉

第 29 条の 2 (移転公共機関の地域人材採用等)

移転公共機関の長は、当該機関が移転する地域(以下この条で「移転地域」という。)に所在する地方大学(首都圏整備計画法第 2 条第 1 号による首都圏ではない地域にある高等教育法第 2 条各号による学校をいう。)又は高等学校(小中等教育法第 2 条第 3 号による高等学校。以下同じ。)を卒業し、又は卒業予定である人を移転公共機関の採用規模、移転地域の学生数等を考慮して、採用比率及び基準等、大統領令で定めるところにより採用しなければならない。ただし、移転地域で高校を卒業した後、他の地域において高等教育法第 2 条各号による学校を卒業し、又は卒業予定である者は、当該移転地域の採用義務対象から除外される。〈改正 2015.12.29, 2017.10.24〉

第 29 条の 3 (移転公共機関の地域発展に対する寄与) 本条新設 2015.12.29

移転公共機関は、当該機関が移転する地域を管轄する市道知事及び市長・郡守・区庁長と話し合い、毎年地域発展に必要な計画を樹立して施行しなければならない。〈改正 2017.12.26〉

②第 1 項に沿った計画には、次の各号の事項を含まなければならない。〈新設 2017.12.26〉

1. 地域産業の育成、企業誘致、雇用創出及び成長に関する事項
2. 地域人材採用及び産学協力事業を含む地域人材育成に関する事項
3. 革新都市住民支援のための地域貢献事業に関する事項
4. 地方自治体、移転公共機関、企業、大学及び研究所等間の協力に関する事項
5. その他に地域発展のために移転公共機関の長が必要であると認める事項

③移転公共機関は、第 1 項による計画及び推進実績を大統領令で定めるところにより、毎年国土交通部長官に通報しなければならない。〈新設 2017.12.26〉

④移転公共機関は、第1項に沿った計画の樹立・施行に必要な費用を支出することができる。〈新設 2017.12.26〉

第29条の4(地域人材採用協議体) **本条新設 2017.10.24**

移転公共機関が移転する地域を管轄する市道知事は、移転地域人材の就業を促進するために、市道に協議体(以下「地域人材採用協議体」という。)を置く。

②地域人材採用協議体は、次の各号の事項を協議・諮問する。

1. 移転地域人材の就業促進のための需要適合型人材養成に関する事項
2. 移転地域人材の採用博覧会開催に関する事項
3. 移転地域人材の採用情報に関する事項
4. その他移転地域人材の就業を促進するために委員長が必要であると認める事項

第29条の5(移転公共機関の優先購買) **本条新設 2018.10.24**

移転公共機関の長は、購買しようとする財又はサービスに、移転公共機関が移転する地域で生産される財又はサービスがある場合には、当該財又はサービスの優先購買を促進しなければならない。

地方大学及び地域均衡人材育成に関する法律【抜粋】

[施行 2017.7.26] [法律第14839号, 2017.7.26 他法改正]

第1条(目的)

この法は、地方大学及び地域均衡人材の育成及び支援に関する事項を規定することにより、地方大学の競争力強化及び地域間のバランスある発展に尽くすことを目的とする。

第2条(定義)

この法で使う用語の意味は、次のとおりである。

1. 「地方大学」とは首都圏整備計画法第2条第1号により首都圏でない地域に所在する高等教育法第2条各号による学校(遠隔大学及び各種学校は除く。)をいう。
2. 「地域均衡人材」(以下「地域人材」という。)とは、地方大学の学生または地方大学を卒業した人をいう。

第3条(国と地方自治体などの責務)

国及び地方自治体(首都圏以外の地方自治体をいう。以下同じ。)は、地方大学及び地域人材の育成を支援するために必要となる総合的な施策を樹立・施行しなければならない。

②国及び地方自治体は、第1項にともなう責務を尽くすために必要な予算を確保する等、財政的支援方案を用意しなければならない。

③国及び地方自治体は、地域人材の就労機会拡大のための支援対策を樹立・施行して、地域人材の就労が促進されることが出来る社会的・経済的環境を用意するように努力しなければならない。

④公共機関及び企業は、地域人材の就労を促進するための国及び地方自治体の対策に、積極的に協力しなければならない。

第4条(他の法律との関係)

地方大学及び地域人材育成に関しては、他の法律に優先してこの法を適用する。

第5条(地方大学及び地域均衡人材育成支援基本計画の樹立)

教育部長官は、地方大学及び地域人材の育成・発展のために、地方大学及び地域均衡人材育成支援基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに樹立しなければならない。

②基本計画には次の各号の事項が含まなければならない。

1. 地方大学及び地域人材育成支援のための政策目標並びに基本方向に関する事項
2. 地方大学及び地域人材育成支援施策の課題並びに中期・長期推進計画に関する事項
3. 地方大学及び地域人材育成支援事業のための財源確保に関する事項
4. 地方大学及び地域人材育成のための行政的・財政的支援方案に関する事項
5. 地方大学及び地域人材育成支援のための制度改善に関する事項
6. 地方大学の特性化に関する事項
7. 地域人材に対する採用促進に関する事項
8. その他地方大学及び地域人材の育成のために必要な事項

第6条(年度別、施行計画の樹立・施行)

関係中央行政機関の長及び市道知事は、基本計画により、所管分野に関する年度別地方大学及び地域人材育成支援施行計画(以下「施行計画」という。)を樹立・施行しなければならない。

第7条(他の計画との関係)

第5条による基本計画及び第6条による施行計画は、国家均衡発展特別法第4条により、地域発展計画及び他の法律にともなう地域人的資源開発・支援計画と連係して樹立されなければならない。

【参考文献】

<政府統計・政策資料・学術論文等>

2015年日韓共同セミナー「日韓地方再生及び創生」資料

2016年日韓共同セミナー「日韓の自治体における少子化・人口減少への対応政策」資料

2017年日韓共同セミナー「人口減少社会に対応した観光振興及び地域資源開発」資料

2017年世宗特別自治市統計年報

2018年日韓地域政策研究会「地域均衡発展方策」資料

李沼映「地域衰退分析及び再生法案」 2012年 韓国地方行政研究院

元度淵「全州韓屋村造成事業の都心再生成果及び改善策」 2010年 全羅北道発展研究院

韓国地域発展委員会「公共機関移転の地域発展効果分析及び極大化方案」 2015年

韓国地域発展委員会「文在寅政府国家均衡発展ビジョンと戦略」 2018年

韓国統計庁報道資料「将来人口推計：2015～2065年」 2016年

自治体国際化協会「CLAIR REPORT NO.289 韓国の国家均等発展計画」 2006年

世宗特別自治市「2018年度主要市政成果 10.公共保育所及び育児分かち合い場について」

<WEB 文献>

蔚珍郡ホームページ

(<http://www.uljin.go.kr/index.uljin>)

韓国行政安全部・政府庁舎管理本部ホームページ

(<http://www.chungsa.go.kr/chungsa/frt/sub/a02/b04/sejongInfo/screen.do?depths1=1&menu=1&smenu=1>)

韓国国土交通部「都市再生総合情報体系」

(<https://www.city.go.kr/index.do>)

韓国国立公園公団ホームページ

(<http://www.knps.or.kr/portal/main.do>)

厚生労働省ホームページ

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai11/sankou01.html>)

世宗特別自治市ホームページ

(http://www.sejong.go.kr/prog/ioCateData/kor/sub03_08_01/list.do)

全羅北道庁ホームページ

(http://jp.jeonbuk.go.kr/index.jeonbuk?menuCd=DOM_000000403002000000)

総務省統計局ホームページ

<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2017np/index.html>

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長補佐 池之上 祐太

【監 修】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所 長 八木 寿史

” 上席調査役 信夫 秀紀